

第79回国民スポーツ大会
第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会

第8回総会



書 面 開 催

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2024



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 第8回総会資料 目次

【報告事項】

	ページ
○ 役員、委員等の変更	1
○ 第8回常任委員会における決定予定事項	別冊

【審議事項】

	ページ
<第1号議案>	
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会会則改正（会長専決処分）	5
<第2号議案>	
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会募金・協賛推進特別委員会設置規程改正（会長専決処分）	7
<第3号議案>	
○ 令和元年度事業報告（案）	9
<第4号議案>	
○ 令和元年度収支決算（案）	20
<第5号議案>	
○ 令和元年度収支補正予算（会長専決処分）	22
<第6号議案>	
○ 令和2年度事業計画（案）	25
<第7号議案>	
○ 令和2年度収支予算（案）	30
<第8号議案>	
○ 令和2年度暫定収支予算（会長専決処分）	32

【参考資料】

	ページ
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 会則	33
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 募金・協賛推進特別委員会設置規程	38
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 組織図	40
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 構成図	41
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 役員名簿	42
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 名簿（会長・委員）	45
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 名簿（顧問・参与）	52
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針	54
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催基本構想（概要版）	56
○ 第79回国民スポーツ大会 会場地市町選定基本方針	58
○ 第79回国民スポーツ大会 会場地市町選定基準	59
○ 第79回国民スポーツ大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担 基本方針	61
○ 第79回国民スポーツ大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担細目	62
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 広報基本方針	71
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 広報基本計画	72
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本方針	75

○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本計画	76
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本方針	78
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本方針	81
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本計画	82
○ 第79回国民スポーツ大会 競技運営基本方針	84
○ 第79回国民スポーツ大会 競技用具整備基本方針	86
○ 第79回国民スポーツ大会 競技用具整備要項	87
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 募金推進計画	89
○ 第79回国民スポーツ大会 公開競技実施基本方針	92
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針	93
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画	95
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本方針	98
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本計画	99
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針	101
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本計画	103
○ 第79回国民スポーツ大会 デモンストラーションスポーツ実施基本方針	108
○ 第24回全国障害者スポーツ大会 会場地市町選定基本方針	109
○ 第24回全国障害者スポーツ大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針	110

○ 第24回全国障害者スポーツ大会 オープン競技実施基本方針	・・・	113
--------------------------------	-----	-----

報 告 事 項

役員、委員等の変更

令和元年5月17日から令和2年6月1日までの間における役員、委員等の変更については次のとおりであるので、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第8条第2項および第3項ならびに第9条第6項の規定に基づき、報告する。

【副会長】

所属機関・団体および役職	新 任 者	前 任 者
滋賀県議会議長	細江 正人	生田 邦夫

【常任委員】

所属機関・団体および役職	新 任 者	前 任 者
滋賀県議会副議長	富田 博明	細江 正人
滋賀県議会教育・文化スポーツ常任委員会委員長	成田 政隆	田中 松太郎
滋賀県議会国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会対策特別委員会委員長	桑野 仁	竹村 健
滋賀県土木交通部長	吉田 秀範	川浦 雅彦
滋賀県警察本部長	滝澤 依子	鎌田 徹郎
大津市長	佐藤 健司	越 直美
滋賀県都市教育委員会連絡協議会会長 (湖南市教育委員会委員長)	谷口 茂雄 (湖南市)	田代 弥三平 (守山市)
滋賀県都市教育長会会長 (湖南市教育委員会教育長)	谷口 茂雄 (湖南市)	田代 弥三平 (守山市)
滋賀県市議会議長会会長(大津市議会議長)	八田 憲児	中野 治郎
滋賀県小学校体育連盟会長	安田 寛次	吉田 聡
滋賀県中学校体育連盟会長	大西 保	高野 清
滋賀県高等学校体育連盟会長	岸本 英幸	門 久仁裕
滋賀県小学校長会会長	中村 康春	清水 康行
滋賀県中学校長会会長	中村 俊英	今井 公夫
滋賀県高等学校長協会会長	田中 孝昌	藤井 晃一
滋賀経済同友会代表幹事	山本 昌仁	大日 常男
公益社団法人 びわこビジターズビューロー会長	三日月 大造	佐藤 良治
一般社団法人 滋賀県バス協会会長	田畑 太郎	喜多村 樹美男
滋賀県青年団体連合会会長	圖司 紘子	市岡 新也
公益社団法人日本青年会議所 近畿地区滋賀ブロック協議会会長	杉橋 真和	木村 尚寛

【委員（副会長および常任委員を除く）】

所属機関・団体および役職	新 任 者	前 任 者
滋賀県議会教育・文化スポーツ常任委員会 副委員長	周防 清二	川島 隆二
滋賀県議会国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ 大会対策特別委員会副委員長	清水 ひとみ	中村 才次郎
滋賀県企業庁長	河瀬 隆雄	桂田 俊夫
滋賀県議会事務局長	西出 佳弘	廣瀬 年昭
滋賀県監査委員事務局長	山元 雅司	浅見 孝円
彦根市議会議長	安澤 勝	馬場 和子
長浜市議会議長	押谷 與茂嗣	松本 長治
近江八幡市議会議長	片岡 信博	園田 新一
草津市議会議長	瀬川 裕海	奥村 次一
守山市議会議長	小西 孝司	藤木 猛
甲賀市議会議長	谷永 兼二	林田 久充
野洲市議会議長	岩井 智恵子	橋 俊明
湖南市議会議長	加藤 貞一郎	松原 栄樹
東近江市議会議長	西崎 彰	大橋 保治
米原市議会議長	吉田 周一郎	鏑田 明
竜王町議会議長	小西 久次	小森 重剛
愛荘町議会議長	河村 善一	高橋 正夫
豊郷町議会議長	河合 勇	北川 和利
甲良町議会議長	阪東 佐智男	丸山 恵二
多賀町議会議長	竹内 薫	富永 勉
国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局長	田内 文雄	山岸 斉
自衛隊滋賀地方協力本部長	河野 淳司	大津 勝利
大津市スポーツ協会会長	磯田 英清	三澤 明美
長浜市スポーツ協会会長	長谷 武二	有木 重夫
公益財団法人栗東市スポーツ協会会長	竹村 健	小林 芳夫
滋賀県スポーツ指導者協議会会長	西山 栄二	小林 優
滋賀県ウエイトリフティング協会会長	清水 鉄次	宮下 覚
滋賀県卓球協会会長	横江 政則	清水 忠和

所属機関・団体および役職	新 任 者	前 任 者
滋賀県フェンシング協会会長	森田 保博	深尾 宗孝
滋賀県なぎなた連盟会長	森田 充	中西 美登里
一般財団法人滋賀県高等学校野球連盟会長	青山 吉伸	梅本 剛雄
滋賀県ゴルフ連盟会長代行	杉本 喜俊	平田 昭三
滋賀県国公立幼稚園・こども園長会会長	宮城 智美	吉井 純子
国立大学法人滋賀医科大学学長	上本 伸二	塩田 浩平
学校法人滋賀学園理事・びわこ学院大学学長	沖田 行司	賀川 昌明
学校法人松翠学園理事長・滋賀文教短期大学学長	松本 英文	松本 博文
滋賀県労働組合総連合議長	岡本 恭治	瀧上 正昭
滋賀県漁業協同組合連合会代表理事会長	佐野 高典	望月 幸三
大阪ガス株式会社滋賀地区支配人	津田 浩志	船谷 昭夫
株式会社NTTドコモ関西支社滋賀支店長	古市 実	吉田 和行
ソフトバンク株式会社 CSR統括部地域CSR部参与	黄瀬 清典	山口 和代
西日本旅客鉄道株式会社 執行役員近畿統括本部 京都支社長	若菜 真丈	三輪 正稔
近江鉄道株式会社 代表取締役社長	飯田 則昭	喜多村 樹美男
京阪電気鉄道株式会社 大津営業部長	深尾 雅章	福井 弘高
西日本高速道路株式会社 執行役員関西支社長	永田 順宏	前 邦彦
中日本高速道路株式会社 名古屋支社長	野口 英正	近藤 清久
一般社団法人 滋賀県歯科医師会会長	中村 彰彦	芦田 欣一
公益社団法人滋賀県柔道整復師会会長	仁科 忠宏	中江 利信
一般社団法人 滋賀県旅行業協会会長	加納 義之	中河 茂
滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長	前川 為夫	山本 清藏
公益社団法人 滋賀県栄養士会会長代理	富田 文代	小澤 恵子
滋賀県PTA連絡協議会会長	塚本 晃弘	山中 学
滋賀県特別支援学校 PTA連絡協議会会長	稲垣 一雄	山川 奈津美
公益財団法人 滋賀県文化財保護協会理事長	北川 正雄	吉川 良幸
公益財団法人 淡海文化振興財団理事長	橋本 和正	山田 督
一般社団法人 ガールスカウト滋賀県連盟長	今 きよ美	菊池 孝子
公益財団法人 滋賀県国際協会会長	橋本 和正	山田 督

所属機関・団体および役職	新 任 者	前 任 者
社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 理事長	石野 富志三郎	藤田 保
滋賀県知的ハンディをもつ人の福祉協会会長	太田 正則	角野 光弘
滋賀県児童成人福祉施設協議会会長	中村 宗寛	山之内 洋
滋賀県ボッチャ協会会長	池田 廣	河合 弘之

【顧問】

所属機関・団体および役職	新 任 者	前 任 者
参議院議員	嘉田 由紀子	二之湯 武

【参与】

所属機関・団体および役職	新 任 者	前 任 者
滋賀県議会議員	生田 邦夫	-
滋賀県議会議員	川島 隆二	-
滋賀県議会議員	竹村 健	-
滋賀県議会議員	田中 松太郎	-
滋賀県議会議員	中村 才次郎	-
株式会社読売新聞社 大阪本社大津支局長	富田 智司	河村 真司
株式会社中日新聞社 大津支局長	池田 千晶	嶋津 栄之
株式会社日本経済新聞社 大津支局長	木下 修臣	橋立 敬生
日本放送協会 大津放送局長	北村 幸弘	丘 信行
株式会社エフエム滋賀 編成制作部部長	糸井 孝実	二反田 隆治

【監事】

所属機関・団体および役職	新 任 者	前 任 者
滋賀県会計管理者	浅見 裕見子	青木 幸一
市会計管理者代表（東近江市会計管理者）	貝沼 眞紀子 （東近江市）	山本 知子 （近江八幡市）

**第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 会則改正（会長専決処分）**

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会会則第15条第1項の規定に基づき、次のとおり令和2年5月1日に専決処分したことから、同条第2項の規定に基づき、承認を求める。

1 改正の内容

別紙のとおり

2 改正の理由

県民の生命、身体、健康および財産を脅かす事態が発生し、または発生するおそれがあり、総会・常任委員会に委員等を招集することができない場合、総会・常任委員会における議決について、書面表決によって総会の議決に代えることができるようにする。

3 施行日

令和2年5月1日

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会会則 新旧対照表

	改 正 前	改 正 後
第 79 回国民 スポー ツ大 会・第 24 回 全国障 害者ス ポーツ 大会 滋賀県 開催準 備委員 会会則	第79回国民スポーツ大会・第24回全国 障害者スポーツ大会滋賀県開催準備 委員会会則 第 1 条～第10条 (略) (総会) 第11条 1～7 (略) (常任委員会) 第12条 1～7 (略) 8 前条第5項から第7項までの規 定は、常任委員会において準用す る。この場合において、これらの 規定中「総会」とあるのは「常任 委員会」と、「委員」とあるのは 「副会長および常任委員」と読み 替えるものとする。 第13条～第21条 (略)	第79回国民スポーツ大会・第24回全国 障害者スポーツ大会滋賀県開催準備 委員会会則 第 1 条～第10条 (略) (総会) 第11条 1～7 (略) 8 <u>会長は、必要があると認めるとき は、委員に、事前に送付した議案に 対し書面をもって表決を求め、その 結果を総会の議決に代えることが できる。</u> (常任委員会) 第12条 1～7 (略) 8 前条第5項から第8項までの規 定は、常任委員会において準用す る。この場合において、これらの 規定中「総会」とあるのは「常任 委員会」と、「委員」とあるのは 「副会長および常任委員」と読み 替えるものとする。 第13条～第21条 (略)

**第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 募金・協賛推進特別委員会設置規程改正
(会長専決処分)**

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第15条第1項の規定に基づき、次のとおり令和2年5月1日に専決処分したことから、同条第2項の規定に基づき、承認を求める。

1 改正の内容

別紙のとおり

2 改正の理由

県民の生命、身体、健康および財産を脅かす事態が発生し、または発生するおそれがあり、特別委員会等を招集することができない場合、特別委員会における議決について、書面表決によって特別委員会の議決に代えることができるようにする。

3 施行日

令和2年5月1日

別 紙

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 募金・協賛推進特別委員会設置規程 新旧対照表

	改 正 前	改 正 後
第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 募金・協賛推進特別委員会設置規程	第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会 募金・協賛推進特別委員会設置規程 第 1 条～第 4 条 (略) (会議) 第 5 条 1～4 (略) 第 6 条～第 7 条 (略)	第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会 募金・協賛推進特別委員会設置規程 第 1 条～第 4 条 (略) (会議) 第 5 条 1～4 (略) <u>5 委員長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を特別委員会の議決に代えることができる。</u> 第 6 条～第 7 条 (略)

令和元年度事業報告(案)

1 主な事業概要

(1) 各種基本方針および計画等の策定

①総務企画専門委員会

<第11回>

- ・第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画 改正(案)
- ・第79回国民体育大会競技施設基準改正(案)
- ・第79回国民スポーツ大会 正式競技会場地市町第五次内定(案)
- ・第79回国民スポーツ大会 正式競技会場地市町開催予定施設の変更(案)
- ・第79回国民スポーツ大会 公開競技会場地市町第一次内定(案)
- ・第79回国民スポーツ大会 競技施設整備計画(第1次)(案)
- ・第24回全国障害者スポーツ大会 会場地市町第一次内定(案)

②広報・県民運動専門委員会

<第14回>

- ・平成30年度取組実績(案)
- ・平成31年度取組計画(案)
- ・部会設置要綱(案)

<第15回>

- ・県民運動アクションプログラムの方向性

<第16回>

- ・県民運動アクションプログラム(素案)

③全国障害者スポーツ大会専門委員会

<第8回>

- ・手話・要約筆記ボランティア養成基本方針(案)

④競技運営専門委員会

<第7回>※書面報告

- ・第79回国民スポーツ大会競技役員等の養成状況

<第8回>

- ・第79回国民スポーツ大会記録業務基本方針(案)
- ・第79回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項(案)

⑤宿泊・衛生専門委員会

＜第3回＞

- ・部会設置要綱（改正案）

⑥輸送・交通専門委員会

＜第3回＞

- ・会場地市町輸送・交通業務指針（案）

⑦警備・消防専門委員会

＜第1回＞

- ・警備・消防防災基本方針（案）

⑧募金・協賛推進特別委員会

＜第9回＞

- ・新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年度に開催延期

⑨式典・会場専門委員会

- ・新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年度に開催延期

（2）会場の選定

国民スポーツ大会正式競技については、昨年度に引き続き、内定に至っていない競技について、市町および競技団体、県外施設所有者に対してヒアリング・協議等を行った。また、第11回総務企画専門委員会を令和元年4月に開催し、会場地市町の第五次内定案について議論し、令和元年5月17日に開催した準備委員会第7回常任委員会において2競技を内定した。

国民スポーツ大会公開競技については、「公開競技実施基本方針」に基づき、市町および競技団体に対してヒアリング・協議等を行い、第7回常任委員会において5競技を内定した。

国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツについては、令和元年6月から11月までの間に実施競技の募集を行った。

全国障害者スポーツ大会正式競技について、市町および競技団体に対してヒアリング・協議等を行い第7回常任委員会において12競技を内定した。

全国障害者スポーツ大会オープン競技について、「オープン競技実施基本方針」に基づき、実施希望団体を募集し、市町および実施希望団体に対してヒアリングを行い、調整を行った。

（3）競技運営

「競技役員等養成基本計画」に基づき、両大会における審判員等の資格が必要な競技役員について、競技団体毎に作成する養成計画に基づき実施される養成事

業に対する支援や、先催大会の視察など開催準備活動への支援を行った。

【国民スポーツ大会の養成実績（平成30年4月～令和2年3月）】

	① H30 計画	② 実績	②－① 差引	②／① 実施率
資格取得	421 人	391 人 (256 人)	▲ 30 人	92.9% (60.8%)
資格維持 資質向上	2,571 人	1,247 人 (695 人)	▲1,324 人	48.5% (27.0%)

①H30 計画：平成30年度実施の競技役員等に関する基礎調査2018に基づく人数

() 内の数字は「競技役員等養成事業補助金」対象事業での養成人数

また、国民スポーツ大会にかかる「競技役員等（第1次）編成調査」「競技用具整備計画（第1次）調査」「練習会場案（第1次）調査」を実施し、競技運営にかかる検討を進めた。

（4）広報・県民運動の推進

愛称・スローガン・マスコットキャラクターを活用し、ラッピングバスの運行、駅での大型階段広告の実施、県や市町、各種団体等が主催するイベントにおけるPR活動を行うほか、両大会の開催内定を記念したイベントを開催し、積極的な広報を行った。

併せて、ぬいぐるみ・ボールペンをはじめとする広報・募金返礼グッズを作成するとともにポスター・募金箱ステッカーデザインコンクールの実施や県内外から募集した写真を用いたモザイクアートポスターを作成し、県民参加による広報物の制作にも取り組み、広報等に活用した。

（5）宿泊・衛生対策の推進

宿泊・衛生専門委員会を令和2年2月に開催し、他府県の事例をもとに円滑かつ安全な宿泊・衛生対策の確保に向けた課題等について議論するとともに、令和2年度に実施予定の第1次仮配宿業務案の概要について報告した。

また、令和元年9月の市町担当者連絡会において、平成29年の愛媛国体時に、民泊をはじめとした宿泊業務を担当された先催市の職員の方による講演会を開催して、情報提供を行った。

（6）輸送・交通対策の推進

輸送・交通専門委員会を令和2年2月に開催し、「会場地市町輸送・交通業務指針（案）」について議論した。

(7) 式典・会場対策の推進

式典・会場専門委員会を令和2年3月に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2年度に延期した。

(8) 警備・消防対策の推進

警備・消防専門委員会を令和2年2月に開催し、「警備・消防防災基本方針(案)」について議論した。

(9) 全国障害者スポーツ大会の特有の準備

全国障害者スポーツ大会専門委員会を令和元年8月、令和2年2月に開催し、他の専門委員会で策定する方針・計画について、障スポの観点で議論するとともに、手話・要約筆記ボランティア養成基本方針(案)について審議した。

また、各市町に対し、手話・要約筆記ボランティア養成にかかる基礎調査を実施し、養成に向けた検討を行うとともに、市町の手話奉仕員講座や手話・要約筆記のサークルに対し出前講座による協力依頼を行った(全21回、計約370人)。

全国障害者スポーツ大会における審判員等の必要な競技役員について、競技運営主管団体が実施される養成事業に対して支援を行った。

(10) 寄附金の募集

昨年度に引き続き、両大会に向けた寄附金の募集を実施し、街頭啓発やスポーツイベント等での募金活動、クラウドファンディングの手法を用いた寄附募集を実施した。

【令和元年度 主な取組実績】

(個人)

- ・募金箱の設置(県内134ヵ所に設置(令和元年度末))
- ・街頭募金活動(10月15日、東レアローズや高校運動部など合計81名に協力を得て、実施。)
- ・スポーツイベント等での募金活動等

- ・クラウドファンディングの手法を用いた寄附募集の実施

(企業・団体)

- ・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催周知と連動した寄附依頼
- ・寄附者にメリットのあるメニューの提示

【内訳】

寄附の種類	件数	寄附金額	備考
個人	19件	194,000円	
企業・団体	17件	45,220,000円	

イベント	23 件	94,998 円	街頭募金、スポーツイベント等での募金
据置き募金箱	—	175,161 円	
その他	1 件	32,500 円	びわ湖レイクサイドマラソン（チャリティーランナー（@500 円））
計	60 件	45,716,659 円	（使途）競技力向上 1,005,256 円 施設整備 44,526,403 円 着ぐるみ製作費 185,000 円

【年度別の実績】

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件 数	2 件	10 件	27 件	112 件	57 件
寄附金額	11,000 千円	20,066 千円	23,320 千円	30,424 千円	59,362 千円
年 度	令和元年度	計			
件 数	60 件	268 件			
寄附金額	45,717 千円	189,889 千円			

（寄附金を活用した事業展開）

基金から令和元年度の競技力向上事業に充当

- ・次世代アスリート発掘育成プロジェクト 25 万円
- ・競技団体育成・強化対策事業（パラアスリート育成支援） 25 万円

（11）子ども・若者による調査研究活動

子ども・若者参画特別委員会（通称：ジュニア・ユースチーム）において、令和元年8月から令和2年3月まで「マイスポーツを探せ!!」をテーマに活動した。パラスポーツやeスポーツの調査・体験活動、スポーツ体験会の運営を実施し、メンバーで検討した「体験会をするときの心得」や「マイスポーツを見つける6カ条」を提言書にまとめた。

（12）各種調査の実施

宿泊業務の基礎資料として、会場地市町に対して、転用可能施設の状況把握のための転用施設調査や今後の配宿における民泊意向調査を実施した。

(13) その他

先催県の開催準備状況に係る情報収集を行った。

2 会議の開催等

(1) 総会(1回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第7回	令和元年5月17日(金) 14:45～16:30 (びわ湖大津プリンスホテル2階「コンベンションホール淡海」)	○平成30年度事業報告(案) ○平成30年度収支決算(案) ○平成30年度収支補正予算 (会長専決処分) ○第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則改正(案) ○関連規程等の改正(案) ○監事の選任(案) ○令和元年度事業計画(案) ○令和元年度収支予算(案) ○令和元年度度暫定収支予算 (会長専決処分)

(2) 常任委員会(1回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第7回	令和元年5月17日(金) 13:30～14:30 (びわ湖大津プリンスホテル2階「コンベンションホール淡海」)	○第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程改正(案) ○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催基本構想(案) ○第79回国民スポーツ大会 正式競技会場地市町第五次内定(案) ○第79回国民スポーツ大会 正式競技開催予定施設変更(案) ○第79回国民スポーツ大会 公開競技

		会場地市町第一次内定 (案) ○第24回全国障害者スポーツ大会 会場地市町第一次内定 (案) ○第79回国民スポーツ大会 競技施設整備計画 (第1次) (案) ○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本計画 (案) ○第79回国民体育大会 競技役員等編成基本方針改正 (案) ○第79回国民体育大会 競技役員等養成基本方針改正 (案) ○第79回国民体育大会 競技役員等養成基本計画改正 (案) ○第79回国民スポーツ大会 競技用具整備要項 (案) ○第79回国民スポーツ大会 デモンストラーションスポーツ実施基本方針 (案) ○第24回全国障害者スポーツ大会 オープン競技実施基本方針 (案) ○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画 (案) ○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本計画 (案) ○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本計画 (案)
--	--	--

(3) 専門委員会

① 総務企画専門委員会(1回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第11回	平成31年4月24日(水) 10:00~12:00 (滋賀県庁北新館中会議室)	○第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画 改正(案) ○第79回国民体育大会競技施設基準改正(案) ○第79回国民スポーツ大会 正式競技会場地市町第五次内定(案) ○第79回国民スポーツ大会 正式競技会場地市町開催予定施設の変更(案) ○第79回国民スポーツ大会 公開競技会場地市町第一次内定(案) ○第24回全国障害者スポーツ大会 会場地市町第一次内定(案) ○第79回国民スポーツ大会 競技施設整備計画(第1次)(案)

② 広報・県民運動専門委員会(3回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第14回	令和元年5月10日(金) 14:00~15:00 (滋賀県大津合同庁舎7-D会議室)	○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 広報・啓発活動平成30年度取組実績(案) ○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 広報・啓発活動平成31年度取組計画(案) ○第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 広報・県民運動専門委員会部会設置要綱(案)

第15回	令和元年9月12日(木) 10:00～11:30 (滋賀県大津合同庁舎7－C会議室)	○第79回国民スポーツ大会・第24回 全国障害者スポーツ大会県民運動 アクションプログラムの方向性
第16回	令和元年12月10日(火) 10:00～11:30 (滋賀県大津合同庁舎7－C会議室)	○第79回国民スポーツ大会・第24回 全国障害者スポーツ大会県民運動 アクションプログラム(素案)

③ ポスター等選定部会(1回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第1回	令和元年11月8日(金) 9:00～10:00 (滋賀県庁東館7階大会議室)	○第79回国民スポーツ大会・第24回全 国障害者スポーツ大会広報用ポスタ ーと募金箱ステッカーデザインコン クルの選定

④ 競技運営専門委員会(2回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第7回	令和元年5月1日(水) ※報告事項のみのため、会 議を開催せず書面報告。	○第79回国民スポーツ大会競技役員等 の養成状況
第8回	令和2年2月5日(水) 10:00～11:30 (滋賀県大津合同庁舎7－A会議室)	○第79回国民スポーツ大会記録業務基 本方針(案) ○第79回国民スポーツ大会競技別リハ ーサル大会開催基準要項(案)

⑤ 宿泊・衛生専門委員会(1回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第3回	令和2年2月10日(月) 14:00～15:15 (滋賀県庁北新館3階 中会議室)	○第79回国民スポーツ大会・第24回全 国障害者スポーツ大会滋賀県開催準 備委員会宿泊・衛生専門委員会部会 設置要綱(改正案)

⑥ 輸送・交通専門委員会(1回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第3回	令和2年2月17日(月) 13:30~15:00 (滋賀県大津合同庁舎7-C会議室)	○第79回国民スポーツ大会 会場地市町輸送・交通業務指針(案)

⑦ 警備・消防専門委員会(1回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第1回	令和2年2月13日(水) 15:00~16:00 (滋賀県危機管理センター2階 災害対策室5・6)	○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会警備・消防防災基本方針(案)

⑧ 全国障害者スポーツ大会専門委員会(2回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第8回	令和元年8月21日(水) 10:00~11:15 (滋賀県大津合同庁舎7-A会議室)	○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会手話・要約筆記ボランティア養成基本方針(案)
第9回	令和2年2月13日(木) 10:00~12:00 (大津合同庁舎7-A会議室)	○他の専門委員会で策定する方針・計画について議論

(4) 特別委員会

① 募金・協賛推進特別委員会

3月25日(水)に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大をふまえて延期とした。

② 子ども・若者参画特別委員会(9回)

会議名	日時・場所	主な活動内容
第1回	令和元年8月18日(日) 10:00~15:30 (びわこ成蹊スポーツ大学)	○結団式 ○仲間づくり活動 ○質問事項の検討
第2回	令和元年9月7日(土) 10:00~16:00 (滋賀県庁北新館3階中会議室)	○eスポーツの競技体験 ○関係者への取材活動
第3回	令和元年9月23日(月・祝) 9:00~16:00 (瀬田公園体育館)	○スポーツウエルネス吹矢、ボッチャ、 フライングディスクの競技体験 ○関係者への取材活動
第4回	令和元年10月12日(土) 10:00~16:00 (皇子が丘公園体育館)	※台風19号の接近により中止
第5回	令和元年10月26日(土) 10:00~16:00 (滋賀県庁5B会議室)	○ユニカール競技体験 ○体験会運営に向けての話し合いと 準備
第6回	令和元年11月16日(土) 10:00~16:00 (イオンモール草津)	○スポーツ体験会の運営
第7回	令和2年1月12日(日) 10:00~16:00 (滋賀県庁北新館3階中会議室)	○競技体験・関係者への取材活動のま とめ ○マイスポーツを探す方法の検討
第8回	令和2年2月9日(日) 9:30~12:00 (滋賀県庁新館7階大会議室)	○活動報告会に向けての準備活動 ○提言のまとめ
第9回	令和2年3月22日(日) 12:00~16:00 (滋賀県庁新館7階大会議室)	※新型コロナウイルス感染症の影響に より中止

令和元年度 収支決算（案）

（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

1 収入の部

（単位：円）

予算科目名	当初予算額 (A)	補正増減額 (B)	補正後予算額 (C=A+B)	収入済額 (D)	差 額 (E=D-C)	摘 要
繰越金	979,000	0	979,000	979,767	767	
負担金	44,021,000	△ 7,599,000	36,422,000	36,422,000	0	
諸収入	0	0	0	74	74	
計	45,000,000	△ 7,599,000	37,401,000	37,401,841	841	

2 支出の部

（単位：円）

予算科目名	当初予算額 (A)	補正増減額 (B)	補正後予算額 (C=A+B)	支出済額 (D)	差 額 (E=C-D)	摘 要
事業費	38,374,000	△ 8,349,000	30,025,000	29,588,641	436,359	
事務局費	6,626,000	750,000	7,376,000	6,964,679	411,321	
計	45,000,000	△ 7,599,000	37,401,000	36,553,320	847,680	

収入済額 37,401,841円 － 支出済額 36,553,320円 ＝ 収支差額（次年度繰越額） 848,521円

令和元年度 収支決算内訳

○ 収 入

(単位: 円)

予算科目名	当初予算額 (A)	補正増減額 (B)	補正後予算額 (C=A+B)	収入済額 (D)	差 額 (E=D-C)	摘 要
1 繰越金	979,000	0	979,000	979,767	767	前年度繰越金
2 負担金	44,021,000	△ 7,599,000	36,422,000	36,422,000	0	滋賀県負担金
3 諸収入	0	0	0	74	74	預金利息
計	45,000,000	△ 7,599,000	37,401,000	37,401,841	841	

○ 支 出

(単位: 円)

予算科目名	当初予算額 (A)	補正増減額 (B)	補正後予算額 (C=A+B)	支出済額 (D)	差 額 (E=C-D)	摘 要
1 事業費	38,374,000	△ 8,349,000	30,025,000	29,588,641	436,359	
(1) 会議開催運営費	3,859,000	△ 1,400,000	2,459,000	2,412,324	46,676	総会・常任委員会、専門委員会、特別委員会
(2) 中央競技団体 正規視察費	612,000	△ 300,000	312,000	273,332	38,668	
(3) 広報・基金活動 推進費	20,203,000	851,000	21,054,000	20,949,674	104,326	開催内定イベント、バス ラッピング、広報関係物品 作成経費等
(4) 競技役員養成費	11,000,000	△ 4,800,000	6,200,000	5,953,311	246,689	
(5) 調査費	2,700,000	△ 2,700,000	0	0	0	
2 事務局費	6,626,000	750,000	7,376,000	6,964,679	411,321	
(1) 人件費	2,150,000	0	2,150,000	1,925,537	224,463	臨時的任用職員
(2) 事務局員旅費	4,238,000	0	4,238,000	4,067,213	170,787	市町・競技団体との連絡 調整、大会視察等
(3) 事務局運営費	238,000	750,000	988,000	971,929	16,071	事務用品購入費等
計	45,000,000	△ 7,599,000	37,401,000	36,553,320	847,680	

収入済額 37,401,841円 支出済額 36,553,320円 = 収支差額(次年度繰越額) 848,521円

令和元年度収支補正予算（会長専決処分）

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第15条第1項の規定に基づき、次のとおり令和2年3月16日に専決処分したことから、同条第2項の規定に基づき、承認を求める。

1 収入の部

(単位：千円)

科 目	当初予算額 (A)	補正予算額 (B)	補正後予算額 (A+B)	摘 要
負 担 金	44,021	△ 7,599	36,422	滋賀県負担金
繰 越 金	979	0	979	前年度繰越金
合 計	45,000	△ 7,599	37,401	

2 支出の部

(単位：千円)

科 目	当初予算額 (A)	補正予算額 (B)	補正後予算額 (A+B)	摘 要
事 業 費	38,374	△ 8,349	30,025	役員養成費、 調査費等の減
事 務 局 費	6,626	750	7,376	人員増による 物品購入
合 計	45,000	△ 7,599	37,401	

監 査 報 告

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第7条第4項および第18条第2項の規定に基づき、令和元年度収支決算に関する会計書類について監査したところ、その内容が適正であったことを認めます。

令和2年 5月13日 監 事

滋賀県会計管理者
浅見 裕早子 書

令和2年 5月13日 監 事

市会計管理者代表(東近江市会計管理者)
貝沼 真紀子 書

令和2年 5月13日 監 事

町会計管理者代表(豊郷町会計管理者)
小西 直美 書

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 会 長 三日月 大 造 様

令和2年度事業計画（案）

1 主な事業概要

（1）各種基本方針および計画等の策定

○第8回常任委員会で決定する事項

- ・ 開催準備総合計画改正（総務企画専門委員会）
- ・ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会会期（総務企画専門委員会）
- ・ 国民スポーツ大会正式競技会場地市町第六次内定（総務企画専門委員会）
- ・ 国民スポーツ大会正式競技開催予定施設変更（総務企画専門委員会）
- ・ 国民スポーツ大会正式競技種別の変更（総務企画専門委員会）
- ・ 国民スポーツ大会公開競技会場地市町第二次内定（総務企画専門委員会）
- ・ 国民スポーツ大会デモンストラーションスポーツ実施競技選択および会場地市町第一次内定（総務企画専門委員会）
- ・ 国民スポーツ大会競技施設整備計画（第2次）（総務企画専門委員会）
- ・ 全国障害者スポーツ大会会場地市町第二次内定（総務企画専門委員会）
- ・ 全国障害者スポーツ大会オープン競技実施競技選択および会場地市町第一次内定（総務企画専門委員会）
- ・ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会文化プログラム実施基本方針（総務企画専門委員会）
- ・ 国民スポーツ大会記録業務基本方針（競技運営専門委員会）
- ・ 国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項（競技運営専門委員会）
- ・ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会手話・要約筆記ボランティア養成基本方針（全国障害者スポーツ大会専門委員会）
- ・ 警備・消防防災基本方針（警備・消防専門委員会）

○第9回常任委員会で決定予定の事項

- ・ 国民スポーツ大会正式競技会場地市町第七次内定（総務企画専門委員会）
- ・ 国民スポーツ大会デモンストラーションスポーツ実施競技選択および会場地市町第二次内定（総務企画専門委員会）
- ・ 国民スポーツ大会競技施設整備計画（第3次）（総務企画専門委員会）
- ・ 全国障害者スポーツ大会会場地市町第三次内定（総務企画専門委員会）
- ・ 全国障害者スポーツ大会オープン競技実施競技選択および会場地市町第二次内定（総務企画専門委員会）

- ・国民スポーツ大会記録業務基本計画（競技運営専門委員会）
- ・選手団サポートボランティア養成基本方針（全国障害者スポーツ大会専門委員会）
- ・式典基本方針（式典・会場専門委員会）
- ・式典基本構想（式典・会場専門委員会）
- ・警備・消防防災基本計画（警備・消防専門委員会）

（２）会場地の選定

市町および競技団体間の調整を継続し、競技会場地を早期に決定できるよう努める。

- ・国民スポーツ大会正式競技の第七次内定に向けた調整
- ・全国障害者スポーツ大会正式競技の第三次内定に向けた調整
- ・国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツの選定
- ・全国障害者スポーツ大会オープン競技の選定

（３）競技運営

- ・競技役員等養成・編成事業

「競技役員等養成基本計画」に基づき、両大会の審判員等の資格が必要な競技役員等の養成事業および先催大会の視察、障害者スポーツの理解を深める研修会に対して支援を継続する。

また、国民スポーツ大会「競技役員等第二次編成調査」の実施に向けた検討を行う。

- ・競技用具整備の検討

「競技用具整備基本方針」および「競技用具整備要項」に基づき、「競技用具整備計画（第２次）調査」を実施し、競技用具整備に向けた検討を行う。

- ・国民スポーツ大会競技別会期の決定に向けた検討を行う。
- ・国民スポーツ大会記録業務基本計画の策定に向けた検討を行う。
- ・国民スポーツ大会競技別リハーサル大会の選定に向けた検討を行う。

（４）広報・県民運動の推進

「広報基本計画」および「県民運動基本計画」に基づき、両大会への参加意識の高揚や機運醸成を図る。両大会マスコットキャラクター「キャプフィー&チャップフィー」を積極的に活用するとともに公共交通機関を活用した広報やイベント等における広報を行うほか、県民運動アクションプログラムの周知を図

り、両大会の認知度向上・機運醸成に努める。

- ・ イメージソング・イメージダンスの制作
- ・ 広報ボランティアによる広報活動
- ・ ポスターの製作
- ・ 大会広報誌、啓発グッズの作成
- ・ 大会専用ホームページ、SNSの随時更新等

(5) 宿泊・衛生対策の推進

宿泊業務については、「宿泊基礎調査」、「転用施設調査」等の調査結果をもとに、会場地市町と連携して第1次仮配宿を実施し、各市町の宿泊施設の状況を把握するとともに、「宿泊施設充足対策要項」の策定に向けた検討を行う。

また、医事・衛生業務について、「医療救護要項」、「予防・防疫対策要項」、「食品衛生対策要項」、「環境衛生対策要項」の策定に向けた検討を行う。

(6) 輸送・交通対策の推進

今年度実施予定の「輸送交通総合調査」等の結果をもとに、「開・閉会式輸送基本計画」の策定に向けた検討を行う。

また、今後の会場地市町における競技会場地の輸送・交通業務の推進のため、昨年度策定した「会場地市町輸送交通業務指針」を具体化した「会場地市町輸送・交通業務の手引き」の策定を行う。

(7) 式典・会場対策の推進

「式典・会場専門委員会」を設置し、「式典基本方針」「式典基本構想」の策定に向けた検討を行う。

(8) 警備・消防対策の推進

両大会における警備・消防防災対策の円滑な推進のため、「警備・消防防災基本計画」の策定に向けた検討を行う。

(9) 全国障害者スポーツ大会の特有の準備

- ・ 全国障害者スポーツ大会の「選手団サポートボランティア養成基本方針」の策定に向けた検討を行う。
- ・ 手話・要約筆記ボランティアの養成に向けた検討を開始する。
- ・ 全国障害者スポーツ大会における審判員等の必要な競技役員について、競技運営主管団体が実施される養成事業に対して支援を継続する。

- ・会場設営の準備のため、バリアフリー調査を実施する。

(10) 子ども・若者による調査研究活動

子どもや若者の柔軟な視点や発想を活かし、大会開催はもとより、広く県のスポーツ推進に関する課題等について引き続き調査研究を行う。

- ・「子ども・若者参画特別委員会（通称：ジュニア・ユースチーム 第7期生）」による活動

(11) 寄附金の募集

「募金趣意書」に基づく寄附金の募集について、大会マスコットキャラクターの活用等、広報活動と連携を図りながら推進する。

（個人）

- ・寄附付商品販売の検討・実施
- ・寄附返礼グッズの充実
- ・街頭やイベント会場での募金活動の実施
- ・マスコットキャラクター・キャプフィーの着ぐるみ製作に係る寄附募集の実施
- ・募金箱の設置箇所の拡大
- ・学校との連携
- ・スポーツイベント等とのタイアップの実施

（企業・団体）

- ・直接訪問等による具体的な寄附メニューの提示
- ・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催周知と連動した寄附依頼

2 会議の開催

(1) 総会

第8回総会

下記の日時・場所での開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ中止とし、書面開催に変更

日時：令和2年6月1日（月）14:45～16:45

場所：琵琶湖ホテル3階「瑠璃」

(2) 常任委員会

①第8回常任委員会

下記の日時・場所での開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ中止とし、書面開催に変更

日時：令和2年6月1日（月）13:30～14:30

場所：琵琶湖ホテル2階「ローズ」

②第9回常任委員会

必要に応じて開催

（3）専門委員会

①総務企画専門委員会

3回程度開催

②競技運営専門委員会

2回程度開催

③広報・県民運動専門委員会

4回程度開催

④全国障害者スポーツ大会専門委員会

1回程度開催

⑤宿泊・衛生専門委員会

1回程度開催

⑥輸送・交通専門委員会

1回程度開催

⑦式典・会場専門委員会

2回程度開催

⑧警備・消防専門委員会

1回程度開催

（4）特別委員会

①子ども・若者参画特別委員会

8回程度開催

②募金・協賛推進特別委員会

1回程度開催

3 その他

（1）市町・競技団体に対する調査・照会、連絡調整、助言

（2）先催県の開催準備状況調査

（3）大規模仮設等、効率的な会場設営に関する連絡調整

令和2年度収支予算(案)

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1 収入の部

(単位:千円)

科 目	予 算 額		摘 要
	令和元年度	令和2年度	
繰越金	979	848	前年度繰越金
負担金	44,021	73,652	滋賀県負担金
合 計	45,000	74,500	

2 支出の部

(単位:千円)

科 目	予 算 額		摘 要
	令和元年度	令和2年度	
事業費	38,374	63,133	総会等の開催経費、 競技役員養成費等
事務局費	6,626	11,367	会計年度任用職員 経費、職員旅費等
合 計	45,000	74,500	

令和 2 年度 収支予算内訳

1 収入の部

(単位：千円)

科目	予算額		摘 要
	令和元年度	令和 2 年度	
繰越金	979	848	前年度繰越金
負担金	44,021	73,652	滋賀県負担金
計	45,000	74,500	

2 支出の部

(単位：千円)

科目	予算額		摘 要
	令和元年度	令和 2 年度	
1 事業費	38,374	63,133	
(1) 会議開催運営費	3,859	4,762	総会・常任委員会等の開催経費
(2) 中央競技団体正規視察費	612	618	
(3) 広報費	20,203	22,910	マスコット着ぐるみ作成経費、広報掲出物品作成費、イメージソング・ダンス制作、広報関係物品作成経費等
(4) 競技役員養成費	11,000	15,645	
(5) 手話・要約筆記ボランティア養成費	0	2,700	
(6) 調査費	2,700	13,195	競技会場仮設設備調査委託、輸送・交通総合調査、障スポ会場バリアフリー調査
(7) 募金活動推進費	0	3,303	のぼり、寄附返礼グッズ等作成費
2 事務局費	6,626	11,367	
(1) 人件費	2,150	5,108	会計年度任用職員
(2) 事務局員旅費	4,238	5,977	国や市町、競技団体との連絡調整、大会視察等
(3) 事務局運営費	238	282	事務用品購入費等
計	45,000	74,500	

令和2年度暫定収支予算（会長専決処分）

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第15条第1項の規定に基づき、次のとおり令和2年3月30日に専決処分したことから、同条第2項の規定に基づき、承認を求める。

1 収入の部

(単位：千円)

科 目	暫定予算額	摘 要
負 担 金	10,384	滋賀県負担金
合 計	10,384	

2 支出の部

(単位：千円)

科 目	暫定予算額	摘 要
事 業 費	8,375	総会等の開催経費、 競技役員養成費等
事務局費	2,009	会計年度任用職員経費、 職員旅費等
合 計	10,384	

参 考 資 料

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

滋賀県開催準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会（以下「開催準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 開催準備委員会は、令和6年（2024年）の第79回国民スポーツ大会・
第24回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を滋賀県におい
て開催するため必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 開催準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行
う。

- (1) 両大会開催に必要な方針および計画の策定
- (2) 両大会における実施競技および会場地の選定
- (3) 両大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 両大会開催準備に必要な業務および経費の決定
- (5) 両大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他両大会開催準備に必要な事業

第2章 組織

(組織)

第4条 開催準備委員会は、会長および次に掲げる者のうちから会長が委嘱し
た者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 県ならびに市町の代表者および職員
- (2) 県および市町の議会の議員
- (3) 両大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者および役職員
- (4) その他両大会開催準備に関係のある者

2 会長および委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 開催準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内

(3) 常任委員 80名以内

(4) 監事 3名以内

(役員の選任)

第6条 会長は、滋賀県知事をもって充てる。

2 副会長および常任委員は、総会において委員のうちから選任する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員および監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、開催準備委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が開催準備委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項について審議する。

4 監事は、開催準備委員会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員および監事の任期は、委嘱された日から開催準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員および監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員および監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、前項の規定により委員および監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。

3 前2項の規定は、副会長および常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは「副会長および常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問および参与)

第9条 開催準備委員会に顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。

4 参与は、開催準備委員会の業務のうち重要な事項に参与する。

5 顧問および参与は、無報酬とする。

6 前条第1項および第2項の規定は、顧問および参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは、「顧

問および参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 開催準備委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

2 開催準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 両大会開催の基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 収支予算および収支決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) 特別委員会の設置に関すること。
 - (7) その他開催準備委員会の運営に係る重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること。
- (2) 専門委員会の設置および専門委員会に付託または委任する事項に関すること。
- (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を次の総会に報告しなければならない。

8 前条第5項から第8項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副会長および常任委員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員および監事」とあるのは「専門委員」と、「開催準備委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

4 前3条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

(特別委員会)

第14条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

2 特別委員会に関し必要な事項は、総会に諮り、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、特に緊急を要するため総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 開催準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第17条 開催準備委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(収支予算および収支決算)

第18条 開催準備委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

2 開催準備委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 開催準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 開催準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 雑則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、開催準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第21条 開催準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 開催準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

1 この会則は、平成25年10月31日から施行する。

2 開催準備委員会の設立当初の会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成26年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年8月31日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年5月1日から施行する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 募金・協賛推進特別委員会設置規程

(目的)

第1条 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第14条第2項の規定に基づき、県民・企業等の幅広い協力を得て、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツに向けた募金・協賛の推進を図るため、募金・協賛推進特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 特別委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 募金・協賛の推進に関する方策についての調査に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 特別委員会は、会長が委嘱した特別委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱された日から特別委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(役員)

第4条 特別委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、特別委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 特別委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 特別委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 3 特別委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

- 5 委員長は、必要があると認めるときは、事前に送付した議案に対し書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

(部会)

第6条 特別委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会の構成員は、委員長が指名する。

- 3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、特別委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月17日から施行する。

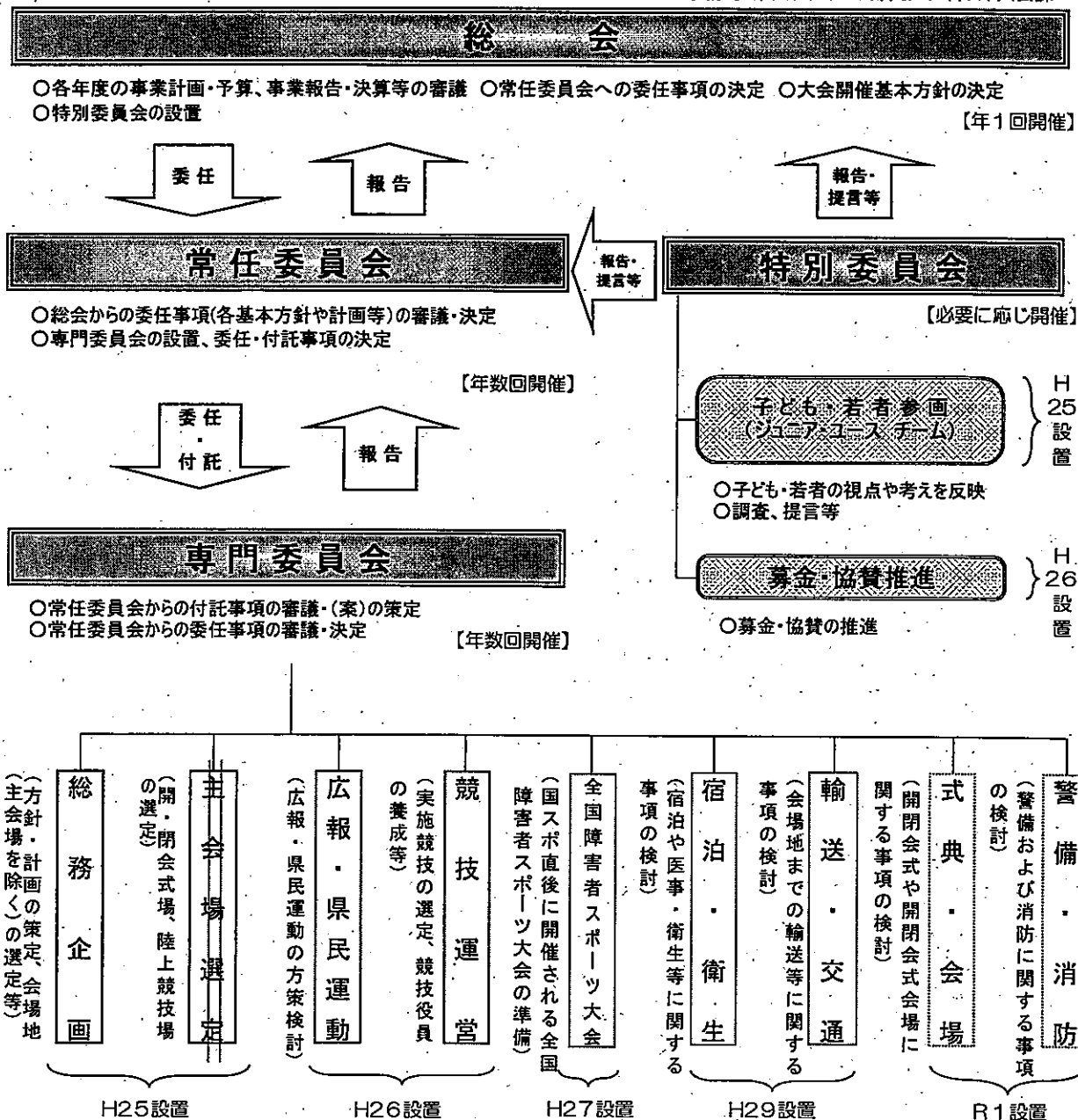
附 則

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 組織図

(令和2年6月1日現在)

事務局: 県文化スポーツ部国スポ・障スポ大会課



総 会	会長(知事)、副会長9名(県議会議長、副知事、県スポーツ協会会長、県障害者スポーツ協会会長、県教育委員会教育長、市長会会長、町村会会長、滋賀経済団体連合会会長)、顧問6名(県選出国會議員)、参与57名(県議會議員、県教育委員会委員、報道各社代表)、委員265名(各市町長、各市町議會議長、各関係機関・団体の長、県部長級職員、県警本部長等)、監事3名(県会計管理者、市町会計管理者の代表) 合計 341名
常任委員会	委員長(会長)、副委員長9名(副会長)、常任委員74名(県議会副議長・関係委員会委員長、各市町長、主要機関・団体の長) 合計 84名
子ども・若者参画特別委員会	県内の子ども・若者から公募等により選任
募金・協賛推進特別委員会	経済・社会分野、スポーツ分野等から選任
各専門委員会	各々の設置目的に応じ選任

**第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会**

役員名簿（会長・副会長・常任委員）

（令和2年6月1日時点）

【会長】1名 【副会長】9名 【常任委員】74名 【監事】3名

（敬称略）

役職名	所属機関・団体および役職	氏 名
会 長	滋賀県知事	三日月 大造
副 会 長	滋賀県議会議長	細江 正人
	滋賀県副知事	西嶋 栄治
	滋賀県副知事	由布 和嘉子
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会会長	河本 英典
	滋賀県障害者スポーツ協会会長	三日月 大造
	滋賀県教育委員会教育長	福永 忠克
	滋賀県市長会会長（東近江市長）	小椋 正清
	滋賀県町村会会長（豊郷町長）	伊藤 定勉
	滋賀経済団体連合会会長	大道 良夫
常任委員	滋賀県議会副議長	富田 博明
	滋賀県議会教育・文化スポーツ常任委員会委員長	成田 政隆
	滋賀県議会国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会対策特別委員会委員長	桑野 仁
	滋賀県知事公室長	水上 敏彦
	滋賀県総合企画部長	廣脇 正機
	滋賀県総務部長	江島 宏治
	滋賀県文化スポーツ部長	中嶋 実
	滋賀県琵琶湖環境部長	石河 康久
	滋賀県健康医療福祉部長	川崎 辰己
	滋賀県商工観光労働部長	森中 高史
	滋賀県農政水産部長	西川 忠雄
	滋賀県土木交通部長	吉田 秀範
	滋賀県警察本部長	滝澤 依子
	滋賀県防災危機管理監	嶋寺 源一
	滋賀県スポーツ推進審議会会長	横山 勝彦
	大津市長	佐藤 健司
	彦根市長	大久保 貴
	長浜市長	藤井 勇治
	近江八幡市長	小西 理
	草津市長	橋川 渉
	守山市長	宮本 和宏
	栗東市長	野村 昌弘

役職名	所属機関・団体および役職	氏 名
(常任委員)	甲賀市長	岩永 裕貴
	野洲市長	山仲 善彰
	湖南市長	谷畑 英吾
	高島市長	福井 正明
	米原市長	平尾 道雄
	日野町長	藤澤 直広
	竜王町長	西田 秀治
	愛荘町長	有村 国知
	甲良町長	野瀬 喜久男
	多賀町長	久保 久良
	滋賀県都市教育委員会連絡協議会会長（湖南市教育委員会教育長）	谷口 茂雄
	滋賀県町村教育委員会連絡協議会会長（多賀町教育委員会教育長）	山中 健一
	滋賀県都市教育長会会長（湖南市教育委員会教育長）	谷口 茂雄
	滋賀県町村教育長会会長（日野町教育委員会教育長）	今宿 綾子
	滋賀県市議会議長会会長（大津市議会議長）	八田 憲児
	滋賀県町村議会議長会会長（日野町議会議長）	杉浦 和人
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	大道 良夫
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	澤 弘宣
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	有木 重夫
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	松田 善雄
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会理事長	木村 孝一郎
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	倉谷 義数
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	太田 千恵子
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	赤井 弘和
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	中村 裕次
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	崎山 美智子
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	原 陽一
	滋賀県小学校体育連盟会長	安田 寛次
	滋賀県中学校体育連盟会長	大西 保
	滋賀県高等学校体育連盟会長	岸本 英幸
	滋賀県スポーツ推進委員協議会会長	山本 博一
	滋賀県レクリエーション協会会長	前山 亨
	滋賀県小学校長会会長	中村 康春
	滋賀県中学校長会会長	中村 俊英
	滋賀県高等学校長協会会長	田中 孝昌
	滋賀県私立中学高等学校連合会会長	那須 文英
	滋賀県特別支援学校長会会長	小島 輝彦
	滋賀県商工会議所連合会会長	大道 良夫
	滋賀県商工会連合会会長	清水 憲

役職名	所属機関・団体および役職	氏 名
(常任委員)	滋賀県中小企業団体中央会会長	北村 嘉英
	滋賀経済同友会代表幹事	山本 昌仁
	一般社団法人滋賀経済産業協会会長	井門 一美
	公益社団法人びわこビジターズビューロー会長	三日月 大造
	一般社団法人滋賀県バス協会会長	田畑 太郎
	一般社団法人滋賀県医師会会長	越智 眞一
	公益社団法人滋賀県看護協会会長	廣原 恵子
	一般社団法人滋賀県病院協会会長	石川 浩三
	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会会長	渡邊 光春
	滋賀県地域女性団体連合会会長	鵜飼 淳子
	滋賀県青年団体連合会会長	圖司 紘子
	公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会会長	杉橋 真和

**第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 名簿（会長・委員）**

（令和2年6月1日時点）

【会長】 1名

（敬称略）

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
県関係	滋賀県知事	三日月 大造

【委員】 274名

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
県議会関係	滋賀県議会議長	細江 正人
	滋賀県議会副議長	富田 博明
	滋賀県議会教育・文化スポーツ常任委員会委員長	成田 政隆
	滋賀県議会国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会対策特別委員会委員長	桑野 仁
	滋賀県議会教育・文化スポーツ常任委員会副委員長	周防 清二
	滋賀県議会国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会対策特別委員会副委員長	清水 ひとみ
	滋賀県議会スポーツ振興議員連盟代表	岩佐 弘明
	滋賀県議会スポーツ振興議員連盟副代表	九里 学
県関係	滋賀県副知事	西嶋 栄治
	滋賀県副知事	由布 和嘉子
	滋賀県知事公室長	水上 敏彦
	滋賀県総合企画部長	廣脇 正機
	滋賀県総務部長	江島 宏治
	滋賀県文化スポーツ部長	中嶋 実
	滋賀県琵琶湖環境部長	石河 康久
	滋賀県健康医療福祉部長	川崎 辰己
	滋賀県商工観光労働部長	森中 高史
	滋賀県農政水産部長	西川 忠雄
	滋賀県土木交通部長	吉田 秀範
	滋賀県教育委員会教育長	福永 忠克
	滋賀県警察本部長	滝澤 依子
	滋賀県防災危機管理監	嶋寺 源一
	滋賀県東京本部長	東 勝
	滋賀県企業庁長	河瀬 隆雄
	滋賀県病院事業管理者・病院事業庁長	宮川 正和
	滋賀県議会事務局長	西出 佳弘
	滋賀県監査委員事務局長	山元 雅司
	滋賀県スポーツ推進審議会会長	横山 勝彦
市町関係	滋賀県市長会会長（東近江市長）	小椋 正清
	滋賀県町村会会長（豊郷町長）	伊藤 定勉
	大津市長	佐藤 健司
	彦根市長	大久保 貴
	長浜市長	藤井 勇治
	近江八幡市長	小西 理
	草津市長	橋川 涉
	守山市長	宮本 和宏

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
(市町関係)	栗東市長	野村 昌弘
	甲賀市長	岩永 裕貴
	野洲市長	山仲 善彰
	湖南市長	谷畑 英吾
	高島市長	福井 正明
	米原市長	平尾 道雄
	日野町長	藤澤 直広
	竜王町長	西田 秀治
	愛荘町長	有村 国知
	甲良町長	野瀬 喜久男
	多賀町長	久保 久良
	滋賀県都市教育委員会連絡協議会会長（湖南市教育委員会教育長）	谷口 茂雄
	滋賀県町村教育委員会連絡協議会会長（多賀町教育委員会教育長）	山中 健一
	滋賀県都市教育長会会長（湖南市教育委員会教育長）	谷口 茂雄
	滋賀県町村教育長会会長（日野町教育委員会教育長）	今宿 綾子
市町議会関係	滋賀県市議会議長会会長（大津市議会議長）	八田 憲児
	滋賀県町村議会議長会会長（日野町議会議長）	杉浦 和人
	彦根市議会議長	安澤 勝
	長浜市議会議長	押谷 興茂嗣
	近江八幡市議会議長	片岡 信博
	草津市議会議長	瀬川 裕海
	守山市議会議長	小西 孝司
	栗東市議会議長	藤田 啓仁
	甲賀市議会議長	谷永 兼二
	野洲市議会議長	岩井 智恵子
	湖南市議会議長	加藤 貞一郎
	高島市議会議長	廣本 昌久
	東近江市議会議長	西崎 彰
	米原市議会議長	吉田 周一郎
	竜王町議会議長	小西 久次
	愛荘町議会議長	河村 善一
	豊郷町議会議長	河合 勇
	甲良町議会議長	阪東 佐智男
	多賀町議会議長	竹内 薫
国関係	国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局長	田内 文雄
	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長	森本 和寛
	国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長	堀田 伸之
	自衛隊滋賀地方協力本部長	河野 淳司
スポーツ 関係	公益財団法人滋賀県スポーツ協会会長	河本 英典
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	大道 良夫
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	澤 弘宣
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	有木 重夫
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	松田 善雄
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会理事長	木村 孝一郎
	滋賀県障害者スポーツ協会会長	三日月 大造

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
(スポーツ 関係)	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	倉谷 義数
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	太田 千恵子
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	赤井 弘和
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	中村 裕次
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	崎山 美智子
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	原 陽一
	大津市スポーツ協会会長	磯田 英清
	一般社団法人彦根市スポーツ協会会長	小田柿 幸男
	長浜市スポーツ協会会長	長谷 武二
	近江八幡市スポーツ協会会長	加納 隆
	公益社団法人草津市スポーツ協会会長	馬場 久昭
	守山市スポーツ協会会長	岩佐 弘明
	公益財団法人栗東市スポーツ協会会長	竹村 健
	一般社団法人甲賀市スポーツ協会会長	治武 俊明
	野洲市スポーツ協会会長	山本 博一
	湖南市スポーツ協会会長	伊地智 良雄
	一般社団法人高島市スポーツ協会会長	伊藤 隆樹
	東近江市スポーツ協会会長	久保 九二雄
	米原市スポーツ協会会長	的場 収治
	蒲生郡スポーツ協会会長	西田 秀治
	愛知郡スポーツ協会会長	宇野 久七郎
	犬上郡スポーツ協会会長	永石 協
	滋賀県小学校体育連盟会長	安田 寛次
	滋賀県中学校体育連盟会長	大西 保
	滋賀県高等学校体育連盟会長	岸本 英幸
	滋賀県スポーツ推進委員協議会会長	山本 博一
	滋賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長	大原 克彦
	滋賀県スポーツ少年団本部長	木村 孝一郎
	滋賀県レクリエーション協会会長	前山 亨
	滋賀県スポーツ指導者協議会会長	西山 栄二
	滋賀県障がい者スポーツ指導者協議会会長	赤井 弘和
	スペシャルオリンピックス日本・滋賀会長	國松 善次
	滋賀県企業スポーツ振興協議会会長	大道 良夫
	一般財団法人滋賀陸上競技協会会長	奥村 展三
	滋賀県水泳連盟会長	河原田 隆
	公益社団法人滋賀県サッカー協会会長	森津 陽太郎
	滋賀県スキー連盟会長	松田 善雄
	滋賀県テニス協会会長	有村 國宏
	滋賀県ボート協会会長	奥村 功
	滋賀県ホッケー協会会長	辻村 克
	滋賀県ボクシング連盟会長	稲田 庄太朗
	滋賀県バレーボール協会会長	藤井 重機
	滋賀県体操協会会長	宇野 治
	一般社団法人滋賀県バスケットボール協会会長	宇野 正信
	滋賀県スケート連盟会長	谷口 剛

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
	滋賀県レスリング協会会長	奥村 展三
	特定非営利活動法人滋賀県セーリング連盟会長	神野 佳樹
	滋賀県ウエイトリフティング協会会長	清水 鉄次
	滋賀県ハンドボール協会会長	うえの 賢一郎
	滋賀県自転車競技連盟会長	森 貴尉
	滋賀県ソフトテニス連盟会長	宇野 治
	滋賀県卓球協会会長	横江 政則
	滋賀県軟式野球連盟会長	奥村 展三
	滋賀県相撲連盟会長	八田 憲児
	滋賀県乗馬連盟会長	田所 勝己
	滋賀県柔道連盟会長	河本 英典
	滋賀県ソフトボール協会会長	出原 逸三
	滋賀県フェンシング協会会長	森田 保博
	滋賀県バドミントン協会会長	藤原 健二
	滋賀県弓道連盟会長	中野 秀也
	特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会会長	志村 市郎
	一般財団法人滋賀県剣道連盟会長	中野 正堂
	滋賀県山岳連盟会長	澤山 恵
	滋賀県ラグビーフットボール協会会長	大岡 敏孝
	滋賀県カヌー協会会長	小椋 正清
	滋賀県アーチェリー協会会長	岩崎 賢
	滋賀県空手道連盟会長	佐藤 健司
	滋賀県銃剣道連盟会長	小林 久真
	滋賀県クレー射撃協会会長	森 秀樹
	滋賀県なぎなた連盟会長	森田 充
	滋賀県ボウリング連盟会長	岸辺 輝弥
	一般財団法人滋賀県高等学校野球連盟会長	青山 吉伸
	滋賀県アイスホッケー連盟会長	岩永 峯一
	滋賀県ゴルフ連盟会長代行	杉本 喜俊
	一般社団法人滋賀県トライアスロン協会会長	田島 一成
	滋賀県綱引連盟会長	松宮 秀治
	滋賀県ゲートボール連盟会長	酒井 康雄
	滋賀県武術太極拳連盟会長	川端 達夫
	滋賀県パワーリフティング協会理事長	中出 裕己
	滋賀県グラウンド・ゴルフ協会会長	田中 勇
	滋賀県バウンドテニス協会会長	橋田 昌和
	滋賀県エアロビック連盟会長	井上 武弥
	滋賀県障害者フライングディスク協会会長	井上 博基
	滋賀県ボッチャ協会会長	池田 廣
学校関係	滋賀県私立幼稚園協会会長	奈良 譽夫
	滋賀県国公立幼稚園・こども園長会会長	宮城 智美
	滋賀県小学校長会会長	中村 康春
	滋賀県中学校長会会長	中村 俊英
	滋賀県高等学校長協会会長	田中 孝昌
	滋賀県私立中学高等学校連合会会長	那須 文英

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
(学校関係)	滋賀県特別支援学校長会会長	小島 輝彦
	滋賀県専修学校各種学校連合会会長	外池 和彦
	国立大学法人滋賀大学学長	位田 隆一
	国立大学法人滋賀医科大学学長	上本 伸二
	公立大学法人滋賀県立大学理事長・滋賀県立大学学長	廣川 能嗣
	学校法人龍谷大学専務理事・龍谷大学学長	入澤 崇
	学校法人立命館総長・立命館大学学長	仲谷 善雄
	学校法人京都成安学園理事・成安造形大学学長	岡田 修二
	学校法人聖泉学園理事長・聖泉大学学長	小山 敦代
	学校法人関西文理総合学園常務理事・長浜バイオ大学学長	蔡 晃植
	学校法人大阪成蹊学園理事・びわこ成蹊スポーツ大学学長	入口 豊
	学校法人滋賀学園理事・びわこ学院大学学長	沖田 行司
	学校法人松翠学園理事長・滋賀文教短期大学学長	松本 英文
	学校法人純美禮学園理事・滋賀短期大学学長	秋山 元秀
産業・経済 関係	滋賀経済団体連合会会長	大道 良夫
	滋賀県商工会議所連合会会長	大道 良夫
	滋賀県商工会連合会会長	清水 憲
	滋賀県中小企業団体中央会会長	北村 嘉英
	滋賀経済同友会代表幹事	山本 昌仁
	一般社団法人滋賀経済産業協会会長	井門 一美
	公益社団法人びわこビズターズビューロー会長	三日月 大造
	日本労働組合総連合会滋賀県連合会会長	柿迫 博
	滋賀県労働組合総連合議長	岡本 恭治
	滋賀県農業協同組合中央会会長	石部 和美
	滋賀県漁業協同組合連合会代表理事会長	佐野 高典
	滋賀県森林組合連合会代表理事会長	石谷 八郎
	滋賀県生活協同組合連合会会長	北川 紀子
	公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会会長	桑原 勝良
	一般社団法人滋賀県銀行協会会長	高橋 祥二郎
	滋賀県信用金庫協会会長	沼尾 護
	滋賀県信用組合協会会長	井上 泰彦
	関西電力送配電株式会社 滋賀支社長	保田 亨
	大阪ガス株式会社滋賀地区支配人	津田 浩志
	一般社団法人滋賀県L.P.ガス協会会長	青山 金吾
通信・運輸 ・交通関係	西日本電信電話株式会社滋賀支店長	小野 弘嗣
	株式会社NTTドコモ関西支社滋賀支店長	古市 実
	KDDI株式会社理事 関西総支社長	宇佐見 典正
	ソフトバンク株式会社CSR統括部地域CSR部参与	黄瀬 清典
	西日本旅客鉄道株式会社執行役員近畿統括本部京都支社長	若菜 真丈
	近江鉄道株式会社代表取締役社長	飯田 則昭
	京阪電気鉄道株式会社大津営業部長	深尾 雅章
	信楽高原鐵道株式会社代表取締役社長	正木 仙治郎
	西日本高速道路株式会社執行役員関西支社長	永田 順宏
	中日本高速道路株式会社執行役員名古屋支社長	野口 英正
	一般社団法人滋賀県バス協会会長	田畑 太郎

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
(通信・運輸 ・交通関係)	一般社団法人滋賀県タクシー協会会長	田畑 太郎
	一般社団法人滋賀県トラック協会会長	田中 亨
	滋賀県旅客船協会会長	川戸 良幸
	公益財団法人滋賀県交通安全協会会長	横江 末治
医療・福祉	一般社団法人滋賀県医師会会長	越智 眞一
	一般社団法人滋賀県歯科医師会会長	中村 彰彦
	一般社団法人滋賀県薬剤師会会長	大原 整
	公益社団法人滋賀県獣医師会会長	柴山 隆史
	公益社団法人滋賀県看護協会会長	廣原 恵子
	公益社団法人滋賀県理学療法士会会長	平岩 康之
	一般社団法人滋賀県作業療法士会会長	宮内 吉則
	滋賀県言語聴覚士会会長	家守 秀知
	一般社団法人滋賀県鍼灸マッサージ師会会長	岳 東弘
	公益社団法人滋賀県柔道整復師会会長	仁科 忠宏
	一般社団法人滋賀県病院協会会長	石川 浩三
	滋賀県スポーツ医会会長	坂井田 稔
	日本赤十字社滋賀県支部長	三日月 大造
	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会会長	渡邊 光春
	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会会長	中村 裕次
	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会理事長	崎山 美智子
	特定非営利活動法人滋賀県精神障害者家族会連合会理事長	尾畑 聡英
	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会会長	大橋 博
	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会理事長	石野 富志三郎
	滋賀県児童成人福祉施設協議会会長	中村 宗寛
	滋賀県知的ハンディをもつ人の福祉協会会長	太田 正則
	滋賀県精神障害者地域支援事業所協議会会長	攝津 相
	滋賀県障害者自立支援協議会代表	口分田 政夫
	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター理事長	城 貴志
	一般社団法人滋賀県保育協議会会長	中西 健
	滋賀県健康推進員団体連絡協議会会長	野村 京子
宿泊・衛生 ・観光関係	一般社団法人滋賀県旅行業協会会長	加納 義之
	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	前川 為夫
	一般社団法人滋賀県食品衛生協会会長	法村 賢仁
	公益社団法人滋賀県栄養士会会長代理	富田 文代
	一般社団法人滋賀県調理師会会長	小林 晃
警備・消防 関係	公益財団法人滋賀県消防協会会長	植田 和生
	一般社団法人滋賀県警備業協会会長	遠藤 孝廣
社会・文化 ・環境関係	滋賀県PTA連絡協議会会長	塚本 晃弘
	滋賀県公立高等学校PTA連合会会長	清水 あすか
	滋賀県私立中学高等学校保護者会連合会会長	前田 政彦
	滋賀県特別支援学校PTA連絡協議会会長	稲垣 一雄
	滋賀県地域女性団体連合会会長	鵜飼 淳子
	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園理事長	中村 裕一
	公益財団法人滋賀県文化財保護協会理事長	北川 正雄
	公益財団法人淡海文化振興財団理事長	橋本 和正

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
(社会・文化 環境関係)	一般財団法人滋賀県老人クラブ連合会会長	吉仲 幸子
	滋賀県青年団体連合会会長	圖司 紘子
	滋賀県青少年育成県民会議会長	兒玉 典子
	滋賀県子ども会連合会会長	安部 侃
	日本ボーイスカウト滋賀連盟長	三日月 大造
	一般社団法人ガールスカウト滋賀県連盟長	今 きよ美
	公益財団法人滋賀県緑化推進会理事長	北 幸二
	一般社団法人滋賀グリーン購入ネットワーク会長	秋山 道雄
	公益財団法人淡海環境保全財団理事長	中鹿 哲
	公益財団法人滋賀県国際協会会長	橋本 和正
	公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会会長	杉橋 真和

**第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 名簿（顧問・参与）**

（令和2年6月1日 第8回総会開会時点）

【顧問】6名

（敬称略）

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
国会議員	衆議院議員	大岡 敏孝
	衆議院議員	うえの 賢一郎
	衆議院議員	武村 展英
	衆議院議員	小寺 裕雄
	参議院議員	こやり 隆史
	参議院議員	嘉田 由紀子

【参与】58名

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
県議会関係	滋賀県議会議員	有村 國俊
	滋賀県議会議員	井狩 辰也
	滋賀県議会議員	生田 邦夫
	滋賀県議会議員	今江 政彦
	滋賀県議会議員	江畑 弥八郎
	滋賀県議会議員	大野 和三郎
	滋賀県議会議員	大橋 通伸
	滋賀県議会議員	小川 泰江
	滋賀県議会議員	奥村 芳正
	滋賀県議会議員	海東 英和
	滋賀県議会議員	加藤 誠一
	滋賀県議会議員	河井 昭成
	滋賀県議会議員	川島 隆二
	滋賀県議会議員	黄野瀬 明子
	滋賀県議会議員	駒井 千代
	滋賀県議会議員	佐口 佳恵
	滋賀県議会議員	重田 剛
	滋賀県議会議員	柴田 清行
	滋賀県議会議員	清水 鉄次
	滋賀県議会議員	白井 幸則
	滋賀県議会議員	杉本 敏隆
	滋賀県議会議員	角田 航也
	滋賀県議会議員	竹村 健
	滋賀県議会議員	田中 松太郎
	滋賀県議会議員	塚本 茂樹
	滋賀県議会議員	富波 義明
	滋賀県議会議員	中沢 啓子
	滋賀県議会議員	中村 才次郎
	滋賀県議会議員	節木 三千代
	滋賀県議会議員	本田 秀樹
	滋賀県議会議員	松本 利寛

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
(県議会関係)	滋賀県議会議員	村上 元庸
	滋賀県議会議員	目片 信悟
	滋賀県議会議員	木沢 成人
	滋賀県議会議員	山本 正
県関係	滋賀県教育委員会委員	土井 真一
	滋賀県教育委員会委員	藤田 義嗣
	滋賀県教育委員会委員	岡崎 正彦
	滋賀県教育委員会委員	窪田 知子
	滋賀県教育委員会委員	野村 早苗
報道関係	株式会社朝日新聞社大津総局長	吉岡 一
	株式会社毎日新聞社大津支局長	竹中 拓実
	株式会社読売新聞社大阪本社大津支局長	富田 智司
	株式会社産業経済新聞社大津支局長	鮫島 敬三
	株式会社中日新聞社大津支局長	池田 千晶
	株式会社京都新聞社滋賀本社代表	藤田 治久
	株式会社日本経済新聞社大津支局長	木下 修臣
	一般社団法人共同通信社大津支局長	三枝 正道
	株式会社時事通信社大津支局長	寺沢 健之
	日本放送協会大津放送局長	北村 幸弘
	株式会社京都放送滋賀支社長	宮本 英樹
	びわ湖放送株式会社常務取締役放送管理局長	大杉 成聖
	株式会社エフエム滋賀編成制作部部長	糸井 孝実
	株式会社S I N代表取締役社長	平田 耕三
	株式会社滋賀報知新聞社代表取締役社長	富田 正敏
	滋賀夕刊新聞社代表	押谷 洋司
	新日野新聞社代表	河岸 淳

平成25年(2013年)10月31日
第1回総会決定
平成27年(2015年)8月31日
第3回総会改正
令和元年(2019年)5月17日
第7回総会改正

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針

1 基本方針

滋賀県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。

この地で令和6年(2024年)に開催する第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、次代を担う人育てや、活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さんの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

大会の開催を契機として、県民の皆さんがより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境をつくり、健康・体力の保持増進と競技力の向上を図るとともに、障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を進めます。

併せて、福祉、教育、観光および経済への総合的かつ複合的な効果を通して、ふるさと滋賀の活力を更に高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

2 実施目標

(1) 滋賀をスポーツで元気にする大会

県民の皆さんが日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組むとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。

(2) 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会

若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましく思いやりの心を持った子どもの育ちや、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。

(3) 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会

県、市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との緊密な連携のもと、多様な人、多様な主体との協働を通じた創意工夫による大会準備・運営を行うとともに、滋賀の持つ「人の力」「地と知の力」を伸ばします。

(4) 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会

環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を県民自らが見つめなおし、全国に発信するとともに、大会準備や運営、「おもてなし」の経験をもとに、将来につながるビジネスへの展開など、地域経済の活性化を図ります。

(5) 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会

大会を契機として、滋賀の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが夢を育み、実現することのできる環境づくりを目指します。

(6) 滋賀の未来に負担を残さない大会

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、かつ、防災等多目的に使用できる、誰もが使いやすい施設としての整備を目指します。

(7) すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会

障害のある人が主体的に大会に参画することや、障害の程度にかかわらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を上げるとともに、障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を築きます。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本構想【概要版】

第1章 開催基本構想について

策定の趣旨・目的等

「開催基本方針」の実施目標の達成に向けた取組や、両大会終了後のレガシー創出・継承の方向性を取りまとめたもの

⇒今後の開催準備・大会運営の具体的な取組等への活用
⇒滋賀が目指す大会の姿の内外へ発信や大会開催の機運醸成に活用

位置づけ

- 開催基本方針に基づき、開催準備委員会が策定するもの
- スポーツ行政に係る計画や開催準備委員会策定済みの指針・計画等と整合性確保

第3章 開催基本方針 ～滋賀が目指す大会の姿～

＜基本方針＞

- 次代を担う人育て
- 活気に満ちた真心通い合う郷土づくり
- 全国から滋賀を訪れる多くの人との交流
- 県民総参加により、夢や感動、連帯感を共有
- 県民が身近にスポーツを楽しむことのできる環境づくり
- 健康、体力の保持増進と競技力の向上
- 障害者に対する理解を深め、障害のある人の社会参加
- ふるさと滋賀の活力をさらに高め、持続可能な共生社会を実現

＜実施目標＞

- 1 滋賀をスポーツで元気にする大会
- 2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会
- 3 県民総参加でつくり、滋賀の力を伸ばす大会
- 4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会
- 5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会
- 6 滋賀の未来に負担を残さない大会
- 7 すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会

全国から多くの人々が集う
『スポーツの祭典』を通じて
滋賀の新たな時代の創造に
つながる『レガシー』を創出し、
次世代へ継承していく



第4章 両大会の開催準備および大会運営の取組 ～実施目標の実現～

『実施目標1 滋賀をスポーツで元気にする大会』に向けた取組

1 県民のスポーツ活動の促進

○両大会の競技やデモスポ等への参加の呼びかけや、各競技の魅力・選手の魅力等の情報発信

2 健康づくり活動の促進 ○両大会やスポーツを通じた健康づくりに係る情報発信等

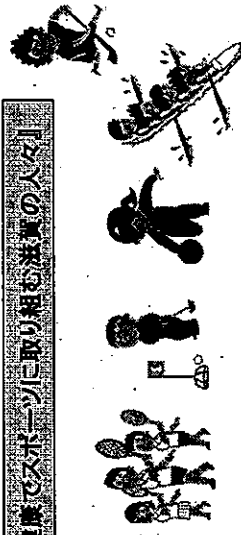
3 スポーツ・健康づくり環境の整備 ○スポーツ施設の整備

2024滋賀レガシー①『生涯にわたり健康でスポーツに取り組み、滋賀の人々』

○スポーツ実施率の向上

○シンボルスポーツの創出・定着

○健康寿命の延伸



『実施目標2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会』に向けた取組

1 子ども・若者の大会準備・運営への参画

○小学5年生から大学生で構成する子ども・若者(ジュニア・ユースチーム)の提言の反映

○子ども・若者に分かりやすく楽しい、訴求力のある広報

2 女性の大会準備・運営および大会への参加の促進

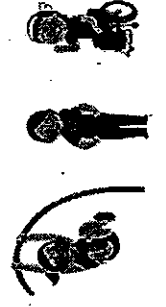
○開催準備や運営への女性の視点・意思の反映 ○女性に訴求力のある広報

○デモスポや関連イベント等における女性や子育て中の方の参加への配慮

○スポーツ推進の次世代の担い手

○スポーツに親しむ女性が増加し、活躍できる環境

2024滋賀レガシー②『スポーツで輝く滋賀の子ども・若者・女性』



『実施目標3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会』に向けた取組

- 1 多様な主体との連携・協働
○すべての県民が何らかの形で両大会に参加できる機会を創出
- 2 スポーツボランティア活動の推進
○大会運営・情報支援等のスポーツボランティアの養成・確保 ○参加機会の情報提供
- 3 みんなの心に残る大会運営
○愛称・スローガンやマスコットキャラ、イメージソング等による楽しい雰囲気づくり・機運醸成
○滋賀の魅力を表現した開・閉会式 ○2024年パリオリンピック・パラリンピックを活かした機運醸成

『実施目標4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会』に向けた取組

- 1 おもてなしと滋賀の魅力発信
○来県者を温かく歓迎し、心のこもったおもてなしを行う
○滋賀の魅力を発信し、来県者に滋賀での滞在を楽しんでもらう ○県民一人ひとりが滋賀の魅力を再発見
- 2 「大会文化プログラム」の展開
○滋賀ならではの文化・芸術やスポーツ文化の発信、eスポーツなど、来県者が楽しめる「大会文化プログラム」の展開
- 3 スポーツビジネスの展開
○来県者に向けて、自然・歴史・文化・食等を活かした滋賀ならではのツーリズムを提案

『実施目標5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会』に向けた取組

- 1 競技力の向上
○選手・競技団体・指導者の育成・強化等により、競技力向上を図り、天皇杯を獲得するとともに、両大会を契機にさらに国際大会等で選手が活躍し、そうした選手が指導者となる好循環の形成を目指す
- 2 スポーツを支える人材の育成
○指導者や競技役員、競技補助員の養成・資質向上 ○(再掲)スポーツボランティアの養成・確保

『実施目標6 滋賀の未来に負担を残さない大会』に向けた取組

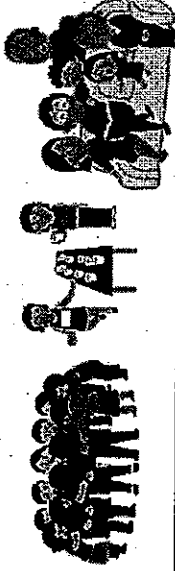
- 1 大会運営の簡素・効率化
○先催県のノウハウ活用による効率化や競技用具の借用・他県との共同購入の検討
- 2 財政負担を考慮した施設整備
○既存施設の活用や事業費の抑制
- 3 開催準備および大会運営における環境配慮
○廃棄物の発生抑制や分別、環境にやさしい製品の利用、マイカー自粛・アイドリングストップ等

『実施目標7 すべての人ががともに支え合う滋賀を目指す大会』に向けた取組

- 1 国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の一体的な開催
○開催準備・大会運営の各業務の基本方針・計画等を両大会共通のものとして策定
○広報・情報発信や関連イベント等の一体的な実施や、ボランティアや競技会係員等の一体的な養成
○両大会の運営において、一体的に開催できる方法を検討し、共生社会に向けた大会の姿を発信
○国民スポーツ大会とともに、全国障害者スポーツ大会に向けた競技力向上を併せて推進
- 2 障害のある人の大会準備・運営への参画および大会への参加の促進
○国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に障害のある人の意見や視点を反映 ○デモスポ、オープン競技等への参加の配慮
- 3 ユニバーサルデザイン等に配慮した大会運営
○施設のユニバーサルデザインへの配慮
○相手の状態や立場に立った、思いやりのある大会運営を行うとともに、障害のある人に配慮した行動を県民や来県者等と呼びかけ

2024滋賀レガシー③「連携・協働で伸ばされた「滋賀の力」」

- 地域の連帯感や郷土愛の醸成 ○スポーツを支える文化の定着
- 経験豊富なスポーツボランティア ○社会貢献活動のさらなる活性化



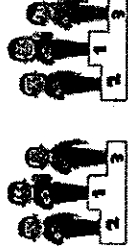
2024滋賀レガシー④「魅力と活力にあふれる滋賀」

- 「滋養ファン」の増加
- 認知度が高まり、さらに磨き上げられる滋賀の魅力
- スポーツツーリズム等の普及



2024滋賀レガシー⑤「全国や世界の舞台で活躍する滋賀のアスリート」

- 競技力の向上
- 県民のスポーツに対する高い関心
- 質の高い指導者等



2024滋賀レガシー⑥「持続可能な滋賀への貢献」

- 大会運営の簡素・効率化および既存施設
の活用等による財政負担の軽減
- 持続的に有効活用されるスポーツ施設
- 県民の環境配慮意識のさらなる向上



2024滋賀レガシー⑦「人ががともに支え合う滋賀」

- 障害に関する知識や障害者理解の普及
- 「心のバリアフリー」の普及
- 障害者スポーツの普及
- 誰もが利用しやすいスポーツ施設



平成25年(2013年)10月31日
第1回常任委員会決定
〔令和元年(2019年)5月17日〕
第7回総会一部改正

第79回国民スポーツ大会 会場地市町選定基本方針

第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）における会場地は、地方におけるスポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民体育大会の趣旨および第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次のとおり選定する。

- 1 すべての市町において、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツおよび特別競技のいずれかの競技のうち、最低1競技を開催することを原則とする。
- 2 同一競技は、同一市町で行うことを原則とするが、2市町以上で開催する場合、可能な限り近隣市町で行うこととする。
- 3 会場の選定にあたっては、市町の開催希望、当該希望競技に係る各種競技会の開催実績ならびに開催準備、大会運営および大会後の地域振興に向けた考え方に加え、実施競技団体の意向、競技施設の状況、宿泊受入能力、交通の利便性等を考慮し、総合的に判断することとする。

第 79 回国民スポーツ大会 会場地市町選定基準

第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）における会場地市町は、第79回国民スポーツ大会会場地市町選定基本方針に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

この基準により選定を行うのは、正式競技（陸上競技を除く。）と特別競技の会場地市町とする。

なお、陸上競技、公開競技、デモンストレーションスポーツおよび開・閉会式会場については、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

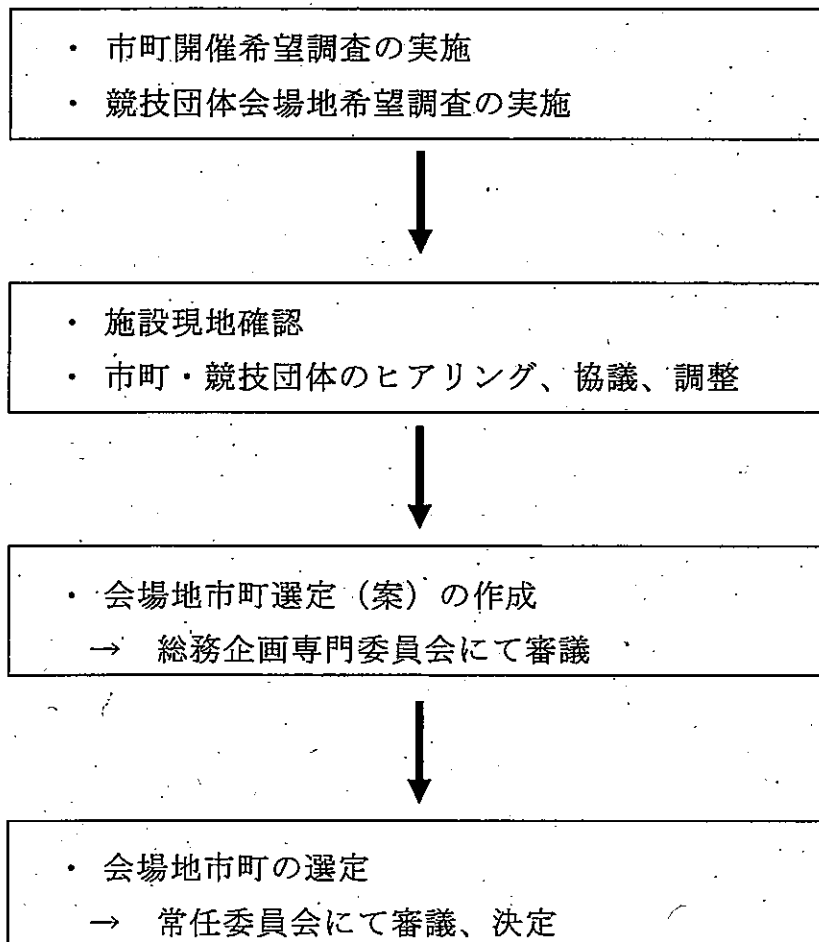
- (1) 施設所有者の同意を前提として、市町の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 同一競技を複数の市町に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないようにすること。
- (3) 特定の市町や施設に競技が集中しすぎないように、地域のバランスに配慮すること。
- (4) 会場は、原則として既存施設を活用する。施設の改修等が必要な場合には、大会開催後の有効活用を考慮するとともに、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本スポーツ協会）」で定める施設基準（以下「施設基準」という。）を原則として満たすものとする。

但し、施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮した上で、弾力的な運用を関係機関に対して要請する。

- (5) 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、各種競技会の開催実績、地域住民のボランティアとしての参画など大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。

(6) 選手・役員の輸送および交通手段ならびに宿舎を確保できること。

3 選定の手続き(概要)



第 79 回国民スポーツ大会 県および会場地市町の 業務分担・経費負担基本方針

第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）の開催にあたり、県および会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 県が担当する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定および当該計画の実施ならびに推進に必要な総合調整、連絡および指導に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 開・閉会式の実施、大会実施本部の運営等、全県的かつ総合的な大会の準備および運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場および練習会場となる県有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

2 会場地市町が担当する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務に係る計画の策定および当該計画の実施ならびに推進に必要な調査、連絡および調整に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施、競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備および運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場および練習会場となる市町有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

3 業務分担・経費負担の細目

県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担の細目については、別に定める。

平成 30 年(2018 年) 5 月 21 日
第 6 回 常 任 委 員 会 決 定
(令和元年(2019 年)5 月 17 日)
第 7 回 総 会 一 部 改 正

第 79 回国民スポーツ大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担細目

第 79 回国民スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針に基づき、業務分担・経費負担の細目の考え方を次のとおり定める。

- 1 県および会場地市町の業務分担の細目は、別表のとおりとする。
- 2 県および会場地市町の業務分担の細目における業務の実施にあたっては、県と会場地市町は相互に、適宜、必要な情報共有および協力を行うとともに、県は会場地市町に対し、必要な助言を行うこととする。
- 3 県および会場地市町の経費負担の細目は、それぞれ業務分担の細目に係る業務に必要な経費とする。
- 4 この細目に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町が協議の上、決定する。

別表

1 総務企画

(1) 総務関係

項 目	県	会場地市町
1 総合計画	1 開催基本方針の決定 2 開催準備総合計画の策定 3 開催基本構想の策定	1 会場地市町における開催準備計画の策定
2 準備（実行）委員会	1 県準備（実行）委員会の設置および運営 2 県準備（実行）委員会事務局の運営	1 会場地市町準備（実行）委員会の設置および運営 2 会場地市町準備（実行）委員会事務局の運営
3 会場地選定	1 会場地市町選定基本方針の決定 2 会場地市町選定基準の作成 3 開・閉会式会場および会場地市町の選定	1 競技会場および練習会場等の調査
4 実施本部	1 大会実施本部の設置および運営	1 競技会実施本部の設置および運営
5 文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、中央競技団体等との連絡調整	1 文部科学省、日本スポーツ協会および中央競技団体等との連絡調整 2 中央競技団体正規視察の連絡調整 3 文部科学省・日本スポーツ協会総合視察の連絡調整 4 日本スポーツ協会に対する承認事項の協議および報告事項の調整	1 関係中央競技団体との連絡調整 2 関係中央競技団体正規視察に対する資料作成および対応 3 文部科学省・日本スポーツ協会総合視察に対する資料作成および対応
6 県内関係機関・団体等との連絡調整	1 市町との連絡調整 2 県スポーツ協会および県競技団体との連絡調整	1 県との連絡調整 2 市町体育（スポーツ）協会および関係県競技団体との連絡調整 3 関係会場地市町との連絡調整
7 関係機関・団体等に対する協力要請	1 関係機関・団体等に対する協力要請計画の策定および連絡調整 2 関係機関・団体等への協力要請	1 会場地市町における関係機関・団体等に対する協力要請および連絡調整
8 大会役員等	1 大会役員および競技会役員の編成基準の作成 2 大会役員、大会係員および大会補助員の編成および委嘱 3 大会役員、大会係員および大会補助員の委嘱状、案内状、礼状等の作成および配付 4 大会係員等の必携の作成および配付	1 競技会役員の編成および委嘱 2 競技会役員の委嘱状、案内状、礼状等の作成および配付
9 招待者等	1 大会招待者および競技会招待者の範囲の決定 2 大会招待者名簿の作成 3 招待券および視察員証の発行 4 大会招待者の招待および接遇	1 競技会招待者の範囲案の作成 2 競技会招待者名簿の作成 3 会場地市町関係招待券の配付 4 競技会招待者の招待および接遇
10 参加章等	1 参加章、記念章等の意匠決定および取扱要領の作成 2 参加章、記念章、視察員章および報道員章の作成および配付	1 競技会関係者に対する参加章等の配付 2 競技会記念章等の作成および配付
11 服飾	1 大会役員、大会係員、大会補助員および報道員の服飾の調製および配付 2 開・閉会式に参加する競技会役員の服飾の調製および配付	1 競技会役員、競技会係員および競技会補助員の服飾の調製および配付 2 競技会役員および競技会補助員の服飾の調製ならびに配付
12 報告書等	1 県準備概要等の作成および配付	1 市町準備概要の作成および配付

	2 大会報告書の作成および配付	2 競技会報告書の作成および配付 3 大会報告書の作成資料の提供および協力
13 開催申請	1 開催申請書の作成および提出	1 開催申請書の作成協力
14 各種全国会議	1 全国代表者会議、総監督会議および全国報道者会議等の開催	1 競技別監督会議の開催
15 自衛隊協力要請等	1 自衛隊等協力要請計画の策定 2 自衛隊等との協議および協力協定の締結	1 自衛隊協力に対する業務計画の策定 2 競技会の自衛隊協力の受入れ

(2) 財務関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 予算編成等	1 大会関係予算の編成、執行および決算 2 大会開催に関する予算の編成および決算	1 会場地市町における国体予算の編成、執行および決算 2 大会開催に関する予算編成の協力
2 募金・企業協賛	1 募金・企業協賛推進要綱の決定および計画の策定 2 募金・企業協賛の推進	1 県が実施する募金・企業協賛への協力
3 入場料・入場券	1 開・閉会式および競技会入場料金の決定 2 開・閉会式入場券の作成および販売 3 競技会入場券販売の協力	1 競技会入場料金案の作成 2 競技会入場券の作成および販売 3 開・閉会式入場券販売の協力
4 プログラム販売	1 総合プログラムの販売	1 競技別プログラムの販売
5 売店	1 売店設置要項の作成 2 開・閉会式会場地内の売店設置に関する指導および規制	1 競技会会場内の売店設置に関する指導および規制
6 標章等	1 標章等の使用規程の作成 2 標章等の使用許可申請の受付および許可	1 標章等の使用許可申請に関する指導

(3) 文化プログラム関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 文化プログラム	1 文化プログラム基本方針の決定および実施計画の策定 2 文化プログラム実施事業の選定 3 県における文化プログラム事業の企画および実施 4 広報リーフレット、ポスターの作成および配布	1 会場地市町における文化プログラム実施計画の策定 2 会場地市町における文化プログラム事業の企画および実施

(4) 行幸啓関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 行幸啓	1 行幸啓本部の設置および運営 2 行幸啓計画の策定 3 接伴計画の策定および接伴の実施 4 御泊所、御休憩所、御座所等の整備 5 宮内庁、日本スポーツ協会および市町等関係機関との連絡調整 6 行幸啓記録の編さん 7 警衛基本方針の決定および計画等の策定 8 警衛本部の設置および運営	1 行幸啓計画策定資料の提出 2 会場地市町における接伴計画の策定および接伴の実施 3 会場地市町における御休憩所、御座所等の整備

(5) 歓迎・案内関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 接伴・接遇	1 総合案内基本方針の決定 2 開・閉会式における大会役員、選手団、視察員等に対する接伴計画の策定および実施 3 総合案内所および開・閉会式会場における休憩所の設置および運営 4 接伴員の手引きの作成および配付 5 開・閉会式における接伴員および案内所員の編成および研修会の実施	1 会場地市町における競技会役員、選手団、視察員等に対する接伴計画の策定および実施 2 総合案内所および開・閉会式会場における休憩所運営の協力 3 会場地市町における案内所・休憩所の設置および運営 4 会場地市町における接伴員および案内所係員の編成および研修会の実施
2 歓迎装飾	1 歓迎装飾基本計画の策定 2 開・閉会式会場内外の歓迎装飾の設置等	1 会場地市町における歓迎装飾の設置等
3 観光紹介等	1 県内観光地および物産等の紹介 2 観光ガイドブック等の作成および配布 3 特産品、土産品の紹介および販売指導	1 会場地市町における観光地および物産等の紹介 2 会場地市町の観光ガイドブック等の作成および配布 3 会場地市町の特産品、土産品の紹介および販売指導
4 資料袋	1 資料袋の作成および配付	1 会場地市町における資料袋の配付

2 施設整備

(1) 施設関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 競技施設等	1 競技施設基準の策定 2 競技会場および練習会場の選定 3 競技施設整備計画の策定 4 競技会場および練習会場となる県有施設の整備計画の策定および整備 5 開・閉会式会場の仮設施設の整備	1 競技会場および練習会場となる市町有施設の整備計画の策定および整備 2 競技会場および練習会場の仮設施設の整備 3 競技会場および練習会場となる民間施設等との連絡調整
2 駐車場	1 開・閉会式のための駐車場の確保 2 競技会のための駐車場の確保の協力	1 競技会のための駐車場の確保 2 開・閉会式のための駐車場の確保の協力
3 施設概要	1 施設概要の作成および配付	1 施設概要の作成資料の提供
4 会場管理	1 開・閉会式会場管理業務基本方針の決定および計画の策定 2 開・閉会式会場内外の装飾、案内標識等の設置および環境整備 3 開・閉会式会場の運営および管理 4 開・閉会式会場美化計画の策定および実施	1 競技会場管理計画の策定 2 競技会場内外の装飾、案内標識等の設置および環境整備 3 競技会場の運営および管理 4 競技会場美化計画の策定および実施

(2) 情報通信関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 情報通信計画	1 情報通信基本方針の決定および計画の策定 2 情報通信関係機関との連絡調整	1 会場地市町における情報通信計画の策定
2 情報通信施設の架設・運営	1 開・閉会式に必要な情報通信施設架設計画の策定 2 開・閉会式に必要な情報通信施設の架設および運営	1 会場地市町における情報通信施設架設計画の策定 2 会場地市町における情報通信施設の架設および運営

	3 県記録本部と競技会場間の情報通信施設の架設および運営	
	4 総合案内所の情報通信施設の架設および運営	

3 競技運営

項 目	県	会 場 地 市 町
1 実施要項等	1 大会実施要項の作成および配付	1 競技別実施要項の作成および配付
2 参加申込	1 参加申込書の作成および配付 2 参加申込書の受付、整理および会場地市町との連絡調整	1 競技別参加申込書の受付、整理および県との連絡調整
3 競技運営	1 競技運営基本方針の決定 2 競技運営の総括、連絡調整	1 競技運営計画の策定 2 競技の運営
4 競技役員等	1 競技役員等編成基本方針の決定 2 競技役員等養成基本方針の決定および計画の策定 3 競技役員および競技補助員の編成および養成 4 県外競技役員数の決定および旅費基準の作成	1 競技役員および競技補助員の編成原案の作成 2 競技役員および競技補助員の養成への協力 3 競技会係員および競技会補助員の編成および養成 4 競技役員、競技補助員、競技会係員および競技会補助員の委嘱状、礼状等の作成および配付 5 競技役員等の必携の作成および配付
5 プログラム	1 総合プログラム・競技別プログラム編成方針の決定 2 総合プログラムの作成および配付 3 競技別日程表および競技組合せ一覧表の作成および配付	1 競技別プログラムの作成および配付 2 総合プログラム、競技別日程表および競技組合せ一覧表の作成協力
6 競技記録	1 競技記録本部の設置および運営 2 記録業務基本方針の決定および計画の策定 3 競技記録の収集速報計画の策定 4 競技記録の収集・整理および発表 5 記録本部員および補助員の編成および養成	1 競技記録本部への情報通信体制の整備 2 競技別記録の収集および速報 3 会場地市町における記録係員、補助員の編成および養成 4 記録係員必携の作成
7 総合成績	1 総合成績の得点計算および順位決定 2 総合成績計算係員および補助員の養成	1 競技別成績の得点計算および順位決定ならびに競技記録本部への報告 2 競技別成績計算係員および補助員の養成
8 表彰状等	1 総合成績に係る表彰状の作成および交付 2 競技別表彰状および賞状の作成および配付	1 競技別表彰状および賞状の筆耕および交付
9 競技別リハーサル大会	1 競技別リハーサル大会開催基準要項の作成	1 競技別リハーサル大会実施計画の策定 2 競技別リハーサル大会の実施
10 公開競技	1 公開競技実施基本方針の決定 2 公開競技の選定 3 公開競技開催申請書の提出	1 公開競技の実施
11 デモンストレーションスポーツ	1 デモンストレーションスポーツ実施基本方針の決定 2 デモンストレーションスポーツの選定 3 デモンストレーションスポーツ実施申請書の提出	1 デモンストレーションスポーツの実施計画の策定 2 デモンストレーションスポーツの実施
12 競技用具等	1 競技用具整備基本方針の決定および計画の策定 2 競技用具の規格、数量調査および基礎調査の実施 3 競技会場および練習会場となる県有施設の競技	1 会場地市町における競技用具整備計画等の策定 2 競技用具の基礎調査に関する協力 3 競技会場および練習会場となる市町有施設の競技用備品の整備

	用備品の整備	4 競技会場および練習会場となる施設の競技用消耗品、運営用備品および運営用消耗品の整備
--	--------	---

4 広報・県民運動

(1) 広報関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 広報活動	1 広報基本方針の決定および計画の策定 2 大会愛称、スローガン、マスコット等の決定および普及 3 ポスター、ガイドブック、広報誌等各種広報媒体物の作成および管理 4 広告塔等宣伝工作物の設置および管理 5 インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等による広報の実施 6 イメージソング等の制定および普及	1 会場地市町における広報計画の策定 2 県発行各種広報媒体物の配布協力 3 会場地市町における各種広報媒体物の作成および管理 4 会場地市町における各種宣伝工作物の設置および管理 5 会場地市町におけるインターネット、新聞、テレビ、ラジオ等による広報の実施 6 イメージソング等の普及
2 報道対応	1 報道機関との連絡調整 2 開・閉会式等における報道機関の取材活動に対する協力 3 報道員ハンドブックの作成および配付 4 航空規制計画の策定および実施 5 報道本部の設置および運営	1 会場地市町における報道機関との連絡調整 2 会場地市町における報道機関の取材活動に対する協力
3 記録映像等	1 記録映像等の作成および管理 2 大会記録写真の撮影および記録写真集の製作	1 競技等記録映像撮影および撮影の協力 2 競技会記録写真の撮影 3 記録写真集製作の協力
4 記念行事	1 県記念行事の計画策定および実施	1 会場地市町における記念行事の計画策定および実施

(2) 県民運動関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 県民運動	1 県民運動基本方針の決定および計画の策定 2 全県的な県民運動の推進 3 県民運動推進のための各種媒体物の作成および配布 4 県民運動実践団体との連携	1 会場地市町における県民運動推進計画の策定 2 会場地市町における県民運動の推進 3 会場地市町における県民運動推進のための各種媒体物の作成および配布 4 会場地市町における県民運動実践団体との連携
2 ボランティア	1 開・閉会式等の運営に係るボランティアの募集および養成	1 競技会等の運営に係るボランティアの募集および養成

5 式典

項 目	県	会 場 地 市 町
1 開・閉会式等	1 式典基本方針の決定および計画の策定 2 式典基本構想の策定 3 開・閉会式運営要項の作成 4 開・閉会式進行計画の策定 5 係員編成計画の策定および係員の編成 6 開・閉会式の実施 7 炬火イベント基本方針の決定	1 競技会表彰式実施要領の作成および実施 2 競技会表彰式進行計画の策定 3 開・閉会式の実施協力 4 会場地市町における炬火イベントの実施

	8. 炬火イベントの実施	
2 式典演技	1 開・閉会式における式典演技基本計画の策定および実施要項の作成ならびに実施 2 式典演技出演者の編成および養成 3 式典演技の用具等の整備および服飾等の調製	1 開・閉会式における式典演技の実施の協力 2 式典演技出演者の編成および養成への協力
3 式典音楽	1 開・閉会式における式典音楽基本計画の策定および実施要項の作成ならびに実施 2 式典音楽指導者の養成 3 開・閉会式における式典音楽隊および合唱隊の編成および養成 4 開・閉会式における式典音楽隊の楽器の整備および服飾等の調製	1 競技会表彰式における式典音楽計画の策定および式典演奏の実施 2 競技会表彰式における式典音楽隊の編成および養成 3 競技会表彰式における式典音楽隊の楽器の整備および装飾等の調製 4 開・閉会式における式典音楽隊の楽器の整備に関する協力
4 式典放送	1 開・閉会式における式典放送計画の策定および実施 2 開・閉会式会場内の臨時放送施設の整備 3 開・閉会式式典アナウンサー等放送係員の選定および養成	1 競技会場内放送計画の策定および実施 2 競技会場内の臨時放送施設の整備 3 会場地市町におけるアナウンサー等放送係員の選定および養成

6 宿泊・衛生

(1) 宿泊関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 宿泊施設等実態調査	1 宿泊施設等実態調査の実施 2 県内宿泊施設台帳の作成	1 会場地市町における宿泊施設等実態調査の実施および作成 2 会場地市町における宿泊施設台帳の作成
2 宿泊・配宿計画等	1 宿泊基本方針の決定および計画の策定 2 総合配宿計画の策定および広域配宿に関する連絡調整 3 宿泊料金等の決定および協定の締結 4 宿泊要項の作成 5 県内配宿施設名簿の作成および配付 6 宿泊本部の設置および運営	1 会場地市町における配宿計画の策定 2 広域配宿の実施および引き受け市町との連絡調整 3 配宿の実施 4 会場地市町における配宿施設名簿の作成
3 宿泊指導等	1 宿泊施設等の改善（バリアフリー対策を含む。）の指導および連絡調整	1 会場地市町における宿泊施設等の改善（バリアフリー対策を含む。）の指導 2 会場地市町における宿舎案内図、標識、表示板、料金表等の作成および配付
4 民泊	1 民泊基本計画の策定	1 会場地市町における民泊計画の策定 2 会場地市町における民泊協力者の調査および連絡調整 3 民泊協力者の決定および指導
5 標準献立	1 標準献立作成方針の決定 2 標準献立表の作成および指導 3 標準献立普及講習会の開催	1 会場地市町における標準献立普及地区講習会の開催
6 国体弁当	1 弁当調達計画の策定 2 開・閉会式における弁当の調達および斡旋 3 国体弁当調理講習会の開催	1 会場地市町における弁当調達計画の策定 2 会場地市町における弁当の調達および斡旋
7 宿泊申込	1 宿泊申込書の受理、整理および連絡調整	1 会場地市町における宿泊施設との連絡調整

(2) 衛生関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 医事衛生	1 医事衛生基本方針の決定および計画の策定	1 会場地市町における医事衛生計画の策定
2 医療救護	1 医療救護実施要項等の作成 2 医療機関との連絡調整 3 救護本部の設置および運営 4 開・閉会式における救護所等の設置および救急車の配置ならびに救護の実施	1 会場地市町における医療救護計画等の策定 2 会場地市町における医療機関との連絡調整 3 競技会場、練習会場における救護所の設置および救急車の配置ならびに救護の実施
3 食品衛生	1 食品衛生対策要項の作成 2 食品衛生の監視指導 3 食品衛生講習会の開催 4 食品衛生に関する普及・啓発	1 会場地市町における食品衛生の監視指導の協力 2 会場地市町における食品衛生地区講習会の開催 3 会場地市町における食品衛生に関する普及・啓発
4 環境衛生	1 環境衛生対策要項の作成 2 環境衛生関係営業施設の整備指導 3 清掃パトロール計画の策定 4 環境衛生に関する普及・啓発	1 会場地市町における環境衛生関係営業施設の整備指導の協力 2 清掃パトロールの実施 3 会場地市町における環境衛生に関する普及・啓発
5 予防・防疫	1 防疫対策要項の作成 2 宿泊施設および食品営業関係者等の健康診断の実施 3 予防・防疫の監視指導 4 予防・防疫に関する普及・啓発	1 会場地市町における宿泊施設および食品営業関係者等の健康診断実施 2 会場地市町における予防・防疫の監視指導 3 会場地市町における予防・防疫に関する普及・啓発
6 馬事衛生	1 馬事衛生対策要項の作成 2 馬事衛生対策の実施	1 馬事衛生対策の実施
7 環境保全	1 廃棄物減量化・リサイクル計画の策定および実施	1 会場地市町における廃棄物減量化・リサイクル計画の策定および実施

7 輸送・交通

項 目	県	会 場 地 市 町
1 輸送計画	1 輸送交通基本方針の決定および計画の策定 2 全国輸送計画の策定 3 開・閉会式輸送計画の策定 4 輸送機関との連絡調整	1 会場地市町における輸送計画の策定 2 会場地市町における輸送機関との連絡調整
2 大会参加者等輸送	1 輸送本部の設置および運営 2 開・閉会式における大会参加者等の輸送 3 開・閉会式における輸送交通の案内	1 会場地市町における大会参加者等の輸送 2 会場地市町における輸送交通の案内
3 配車・車両借上げ等	1 開・閉会式配車計画の策定 2 車両の借上げ、幹旋および配車	1 会場地市町における配車計画の策定 2 会場地市町における車両の借上げ、幹旋および配車
4 輸送サービス等	1 輸送関係機関との交通料金の協力締結 2 輸送関係機関従業員接遇講習会の開催	1 輸送関係機関従業員接遇地区講習会の開催
5 駐車場管理	1 開・閉会式における駐車場の管理および運営 2 開・閉会式における駐車ステッカーの作成および配付	1 会場地市町における駐車場の管理および運営 2 会場地市町における駐車ステッカーの作成および配付
6 交通計画・交通規制	1 輸送交通基本方針の決定および計画の策定（再掲） 2 開・閉会式における交通案内図の作成および配布	1 会場地市町における交通計画の策定 2 会場地市町における交通案内図の作成および配布 3 会場地市町における交通案内標識等の設置

	3 開・閉会式における交通案内標識等の設置 4 開・閉会式における交通規制および交通整理の実施	4 会場地市町における交通整理の実施
--	--	--------------------

8 警備・消防

項 目	県	会場地市町
1 警備	1 警備基本方針の決定および計画の策定 2 警備本部の設置および運営 3 開・閉会式における警備の実施 4 警備用装備資材の整備	1 会場地市町における警備計画の策定 2 競技会場等における警備の実施 3 会場地市町における警備上必要な資材の整備
2 消防防災	1 消防防災基本方針の決定および計画の策定 2 消防防災本部の設置および運営 3 開・閉会式における消防防災の実施	1 会場地市町における消防防災計画の策定 2 会場地市町における消防防災の実施

注) 県、会場地市町の業務の項目および内容については、業務の進捗状況に応じて、適宜修正を加えるものとする。

平成27年(2015年)8月31日
第3回常任委員会決定
令和元年(2019年)5月17日
第7回総会一部改正

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 広報基本方針

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会(以下「両大会」という。)の広報については、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、両大会の開催意義を広く県民に周知し、その理解を深めることにより、両大会への参加意識の高揚を図り、県民総参加でつくる大会につなげるとともに、滋賀や両大会の魅力を全国に発信するため、次のとおり実施する。

- 1 県、市町、関係機関・団体、大学、企業、NPO、ボランティア等の多様な主体との連携・協働のもと、各種の広報媒体を戦略的かつ効果的に活用し、両大会の積極的な広報に努める。
- 2 報道機関との連携や、インターネットをはじめとした多様なメディアの活用により、両大会に関する情報を迅速かつ広域に伝達するとともに、環境へのこだわり、歴史、文化、自然等の多彩な滋賀の魅力を全国に発信する。
- 3 両大会を象徴し、広く県民に愛されるような愛称・スローガン、マスコット等を制定し、その普及を図ることにより、両大会開催の機運を高める。
- 4 両大会の記録映像、記録写真集等を制作し、その感動と興奮を永く記録にとどめるとともに、両大会の開催成果を滋賀の財産として未来へ継承する。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 広報基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」と総称する。）に向けて、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会広報基本方針に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。

1 目的

両大会の開催意義を広く県民に周知し、その理解を深めることにより、両大会への参加意識の高揚を図り、県民総参加でつくる両大会につなげるとともに、滋賀や両大会の魅力を全国に発信することを目的とする。

2 広報の手法

（１）愛称・スローガン等による広報

両大会を象徴する愛称・スローガン等を策定し、普及する。

- ①愛称・スローガンの制定および普及
- ②マスコットキャラクターの制定および普及
- ③イメージソング・ダンス等の制定および普及

（２）各種広報物品による広報

各種広報物品の作成や既存の広報誌等を活用した、積極的な広報活動を展開する。

- ①両大会広報誌の発行
- ②ポスターの作成
- ③パンフレット、リーフレット、ちらしの作成
- ④広報グッズの作成
- ⑤各種ガイドブックの作成

（３）多様なメディアによる広報

報道機関との連携およびインターネットなど多様なメディアにより、広域的かつ効果的な広報活動の展開を図る。

- ①新聞、ラジオ、テレビ等による広報活動の推進
- ②県や市町、各種団体等の広報媒体の活用
- ③専用ホームページの開設やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画共有サイト等のソーシャルメディアの活用

(4) イベント等による広報

両大会開催までの節目などにおいてイベントを開催するとともに、各種イベントや事業と連携した広報活動を実施する。

- ①開催内定イベント、開催決定イベント等の開催
- ②県や市町、各種団体等が主催するイベントにおけるPR活動等の実施
- ③「しがスポーツ大使」の参加するイベントとのタイアップ
- ④「子ども・若者参画特別委員会(通称：ジュニア・ユースチーム)」との連携
- ⑤出前講座を活用した広報

(5) 屋外広告物による広報

広告塔や横断幕等を設置して両大会開催の広報に努める。

- ①のぼり、横断幕、懸垂幕の設置
- ②歓迎塔、歓迎アーチ等の設置
- ③広報看板、カウントダウンボード等の設置

(6) 映像等による広報

県民の参加意識の高揚を図るため、映像を活用した広報を実施する。

- ①先催県の両大会映像等(DVD等)の貸出
- ②広報用映像の制作およびインターネット等での公開

(7) 記録映像等の制作

両大会の成果を永く記録にとどめるため、記録映像等を制作する。

- ①記録映像の制作
- ②記録写真集の制作

(8) 参加章等の作成

両大会の開催を記念し、大会参加章や記念章を作成する。

(9) その他広報

その他、広報基本方針に基づき、効果的な広報を実施する。

3 活動展開の指針

(1) わかりやすい広報

見る側や聞く側など、受け手に配慮した、誰にでも伝わるわかりやすい広報に努める。

(2) 媒体の特性に応じた広報

それぞれの広報媒体の強みを活かした広報に努める。

(3) 状況に応じた広報

時間や場所、タイミングに配慮した広報を実施するとともに、その時々で最も効果的な広報媒体による情報発信に努める。

(4) さまざまな主体との連携・協働

県民総参加でつくる両大会に向け、両大会の広報についても、県内の多様な主体と連携・協働のもとに展開する。

(5) 募金活動との連携

募金活動における取組とも連携して広報活動を実施し、相乗的な効果を生み出せるように努める。

(6) 両大会後につながる広報

両大会に向けた広報はもちろん、両大会終了後も多くの方々が滋賀県を訪れていただけるよう、滋賀の持つ魅力の発信にも努める。

(7) 受け手の声を反映する広報

広報活動を実施する際に、できる限り受け手の声を取り入れ、今後の広報活動や両大会運営にも活かすよう努める。

4 構成員の役割

開催準備委員会の構成員は、各々の特性に応じた広報活動を行うとともに、互いに連携・協働しながら両大会や滋賀の魅力を発信するよう努める。

5 基本計画の進行管理

基本計画については、取組の進捗状況等を「広報・県民運動専門委員会」において毎年検証するとともに、必要があるときは、開催準備委員会の常任委員会の議決を経て変更する。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本方針

1 目的

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」といいます。）の開催に向けて、県民一人ひとりが身近なことから関わって、「大会を盛り上げよう！」という気持ちが滋賀県内に大きく広がり、滋賀を訪れる方々をあたたかく迎える人と地域の機運を高めるために、みんなで取組を進めます。

また、大会の開催を契機に、生涯にわたって気軽に親しめる「マイスポーツ」の発見や、その活動を通じて生まれる様々な人との交流の輪を広げるとともに、滋賀の良いところを発信することで自分が住む地域の魅力を再発見し、滋賀を愛するところを育て、その運動が大会終了後も人や地域に定着することを目的とします。

2 基本目標

(1) 「滋賀といえばこれ！」と思う“もの・こと”で滋賀を訪れる方々を迎え、交流することで、「ええやん滋賀！」と感じてもらえるよう、あたたかいおもてなしをしましょう。

(2) いつまでも健康でいられるよう、「する」「みる」「支える」といった様々な関わり方で親しめる「マイスポーツ」を見つけましょう。

(3) 大会やイベント会場に足を運んだり、ボランティア活動に参加するなどの関わりを通じて、みんなで一緒に大会や地域を盛り上げましょう。

3 運動の進め方

県民の方々や企業・団体のみなさんに運動が広がるよう、県・市町・競技団体はもとより、県準備（実行）委員会の構成員は互いに連携・協働しながら取り組みます。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会県民運動基本方針に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の県民運動は、県民一人ひとりが、様々な形で大会に参加、協力し、理解を深めることにより、「県民」・「来県者」がともに満足し、「滋賀県」に将来に渡って引き継がれるレガシーを遺す「三方(さんぼう)よし」の大会を実現するために、以下の取組を推進します。

また、「健康長寿」、「ボランティア活動の年間行動率」など本県が「日本一」である特徴を活かした取組を展開します。

1 取組

(1)「滋賀といえばこれ!」と思う“もの・こと”で滋賀を訪れる方々を迎え、交流することで、「ええやん滋賀!」と感じてもらえるよう、あたたかいおもてなしをしましょう。

- ・琵琶湖を中心とした豊かな自然や歴史、文化、食など滋賀の地域資源でもてなします。
- ・福祉先進県として、県民の誰もが、思いやりの心をもって、障害のあるなしに関わらず、訪れる人が快適に過ごせるようもてなします。
- ・滋賀県選手はもとより、県外の選手に対してもあたたかな声援で応援します。
- ・手作りののぼり旗や横断幕などで歓迎します。
- ・あいさつ運動やマナーアップ運動を展開し、明るい笑顔で元気なあいさつ、親切な応対等、琵琶湖のようにさわやかにもてなします。
- ・花いっぱい運動やクリーンアップ運動を展開し、琵琶湖・河川・道路等の環境美化に努め、きれいな街でもてなします。
- ・交通安全運動や防犯運動を展開し、安全・安心に過ごせるようにします。

(2)いつまでも健康でいられるよう、「する」「みる」「支える」といった様々な関わり方で親しめる「マイスポーツ」を見つけましょう。

- ・デモンストラレーションスポーツや会場地市町等におけるスポーツ教室、各種スポーツイベント等に参加します。
- ・障害のあるなしや年齢などに関わらず、誰もが楽しめるスポーツに取り組み、交流を通じ、障害に対する理解を深めます。
- ・ライフステージに応じたスポーツ活動に取り組み、健康長寿日本一を継続します。
- ・両大会にゆかりのある、滋賀のアスリート等と交流します。
- ・両大会のイメージダンスを覚えて、踊ります。
- ・両大会をはじめとする各種競技会などに出かけ、観戦・応援します。
- ・地域のスポーツ活動を応援します。

(3) 大会やイベント会場に足を運んだり、ボランティア活動に参加するなどの関わりを通じて、みんなで一緒に大会や地域を盛り上げましょう。

- ・ ボランティア活動の年間行動者率日本一を活かし、障害のあるなしや年齢に関わらず、県民総参加で取り組みます。
- ・ スマートフォン・パソコン所有率日本一を活かし、大会に関するイベント等の情報をSNS等で発信します。
- ・ 子ども・若者・女性の関心を高める広報やイベントを通じて、両大会の参加を促します。
- ・ 開・閉会式など両大会の関連イベント・行事等に参加します。
- ・ 両大会に関するボランティア活動に、積極的に参加します。
- ・ 両大会をはじめとする競技会などに出かけ、あたたかく応援します。
- ・ 両大会のイメージソングやイメージダンスによって、心をひとつにして盛り上げます。
- ・ 募金や企業協賛で、両大会の開催準備・運営を支援します。

2 取組の進め方

- (1) 県準備（実行）委員会は、全体的な計画や取組を定め、この運動の普及・啓発活動を行うとともに、市町準備（実行）委員会や各種団体等と連携し、全県域における運動を展開します。
- (2) 市町準備（実行）委員会は、地域の特性に応じた計画や取組を定め、地域における普及・啓発活動を行うとともに、地域住民や各種団体等と協力し、市町における運動を展開します。
- (3) 学校や企業、NPO法人、各種団体等は、それぞれの活動の中でその特徴を活かした県民運動を企画し、取組を行うとともに、県および市町ならびに各主体の運動に参加・協力します。

3 主な推進スケジュール

年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
	開催内定		開催決定		リハーサル大会	リハーサル大会 大会開催
計画など	基本計画 県民運動	プロレス 県民運動 ラグビー ムン				
関連イベント	開催内定 周知活動		開催決定 イベント		開催1年前 イベント	開催直前 イベント

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本方針

第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）における競技役員等の編成は、各競技会の運営を円滑に行うため、次の基本方針により行う。

1 基本方針

- (1) 国スポの競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」および「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、滋賀県開催準備（実行）委員会が、会場地市町および県・中央競技団体と十分協議して行う。
障スポの競技役員等の編成は、滋賀県開催準備（実行）委員会が、会場地市町および競技団体等と十分協議して行う。
- (2) 競技役員等は、1人1競技を原則として、県および地域スポーツの普及・推進を図るため、できる限り県内役員により編成することとし、競技団体および会場地市町の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。
- (3) 競技役員等の編成に当たっては、競技団体および会場地市町の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の定義および編成方法

- (1) 競技役員等の種類、定義および編成方法は、次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名		定 義	編 成 方 法
競技会役員 ※国スポのみ		国民体育大会開催基準要項第23項第2号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長および委員とする。
競技役員	審判員	競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。

	運営員	競技会の運営に直接携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地 市町関係者等をもって編成することと し、必要に応じて中央および近県競技団 体関係者を含めて編成する。
	競技補助員	競技役員の業務の補助に 携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する当 該競技関係者をもって編成する。

②主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定 義	編 成 方 法
競技会係員	宿泊・輸送・歓迎・駐車場 等の競技会を支援する間接 的な業務に携わる者	会場地市町関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に 携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する者 をもって編成する。

(2) 国スポの競技役員等の編成案は、会場地市町が競技団体等と協議のうえ作成し、滋賀県開催準備（実行）委員会において決定する。

障スポの競技役員等の編成案は、滋賀県開催準備（実行）委員会が会場地市町および競技団体等と協議のうえ作成し、決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、やむを得ず重複して競技役員等となる可能性がある場合は、次の原則により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチおよび選手ならびに競技役員等の重複については、監督、コーチおよび選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式および集団演技の関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員および競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名	業 務 内 容
競技役員	審判員 運営員
	総括、総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、招集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場 等

競技補助員	競技役員の業務を補助する。
-------	---------------

②主に競技会場運営に係る業務内容

役職名	業 務 内 容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売、等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

平成 27 年(2015 年) 8 月 31 日
第 3 回 常 任 委 員 会 決 定
令和元年(2019 年) 5 月 17 日
第 7 回 総 会 一 部 改 正

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本方針

第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会における競技役員等の養成は、各競技会の円滑な運営と県および地域スポーツの一層の普及・推進を図り、各競技の普及・強化につなげるため、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内において必要人員を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等については、競技団体、会場地市町および県の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 3 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。
- 4 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、資格の取得および資質の向上が重要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 競技役員等のうち資格が必要のない者については、県および地域スポーツの普及・推進を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、できる限り各競技会場地およびその周辺において確保することを目標として養成する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本計画

第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の競技運営にあたる競技役員等の養成については、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」および「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員および競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- (1) 競技役員（審判員・運営員）および競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 国スポの競技会係員および競技会補助員については会場地市町が、障スポの競技会係員および競技会補助員については県が、関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体および会場地市町と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

3 養成方法

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成方法については、次のとおりとする。
 - ①県内講師による県内講習会
 - ②中央およびブロックの競技団体講師による県内講習会
 - ③中央およびブロックの競技団体主催の講習会への派遣
 - ④中央およびブロックの競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員および競技会補助員の養成方法については、次のとおりとする。
 - ①県内講師による県内講習会
 - ②中央およびブロックの競技団体講師による県内講習会

4 養成スケジュール

区分／養成方法／養成団体				年度 開催前年	2016 8年前	2017 7年前	2018 6年前	2019 5年前	2020 4年前	2021 3年前	2022 2年前	2023 1年前	2024 開催年		
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体	資格取得、資格維持、資質向上											
				《長久保》資格取得、資格維持、資質向上											
	運営員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体	資格取得、資格維持、資質向上										
					《長久保》資格取得、資格維持、資質向上										
		その他の 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体	養成、資質向上										
					《長久保》養成、資質向上										
		競技補助員		県内講習会	競技 団体	養成、資質向上									
						《長久保》養成、資質向上									
	競技会係員		県内講習会	会場地 市町 県	養成										
					《長久保》養成										
競技会補助員		県内講習会	会場地 市町 県	養成											
				《長久保》養成											

5 養成計画

審判員および資格が必要な運営員の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成することとし、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しを行う。

第 79 回国民スポーツ大会 競技運営基本方針

第 79 回国民スポーツ大会の競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が定める「国民体育大会開催基準要項」および「同細則」ならびに「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づくとともに、次の方針により実施する。

1 実施競技

国民スポーツ大会の実施競技は、正式競技、特別競技、公開競技およびデモンストレーションスポーツとする。

2 競技運営の主管

国民スポーツ大会の正式競技および公開競技の運営は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体が主管する。

特別競技の運営は、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。

デモンストレーションスポーツの運営は、県競技団体等が主管する。

3 競技役員等の編成

国民スポーツ大会の正式競技および特別競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会が定める「競技役員編成基準」および「第 79 回国民スポーツ大会競技役員等編成基本方針」に基づき行うものとする。

公開競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体の責任において行うものとする。

デモンストレーションスポーツの競技役員等の編成は、主管する県競技団体等の責任において行うものとする。

4 競技用具の整備

正式競技および特別競技の競技用具は、「第 79 回国民スポーツ大会競技用具整備基本方針」に基づき、競技運営に支障がないよう県および会場地市町が計画的に整備するものとする。

公開競技およびデモンストレーションスポーツの競技用具は、主管する競技団体等が整備するものとする。

5 記録業務

正式競技および特別競技の競技記録および成績の収集・速報は、県および会場地市町が競技団体と連携を図り、迅速かつ正確に処理する。

他の競技については、別に定めるものとする。

6 リハーサル大会

リハーサル大会を実施する場合は、会場地市町と競技団体が協力して、運営全般にわたって習熟を図るとともに、県民の関心を高め、理解を深めるよう努めるものとする。

7 その他

その他、競技運営の企画および実施にあたっては、県および会場地市町が競技団体および関係機関と十分な連携を図り、適切に行うものとする。

第 79 回国民スポーツ大会 競技用具整備基本方針

第 79 回国民スポーツ大会の競技運営に要する器具・用具（以下「競技用具」という。）の整備は、競技運営に万全を期するとともに、本県スポーツの推進に資するため、次の方針に基づき計画的に実施する。

1 整備の主体

国民スポーツ大会の正式競技および特別競技の競技用具の整備にあたっては、「第 79 回国民スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」および「同細目」ならびに別に定める競技用具整備要項および競技用具整備計画に基づき、県および会場地市町が行うものとする。

公開競技およびデモンストラレーションスポーツの競技用具の整備は、主管する競技団体等が行うものとする。

2 推進体制

競技用具の整備にあたっては、県と会場地市町が十分協議するとともに、県競技団体、公益財団法人日本スポーツ協会および中央競技団体等と連携するものとする。

3 整備方法

競技用具は、原則として県および会場地市町ならびに県競技団体等が現有するものを活用することとし、現有の競技用具で不足するものについては借用し、借用困難な場合についてのみ購入するものとする。

4 配慮が必要な競技用具

一般の利活用が見込めない競技用具ならびに通常の競技会運営に要する量および質を超えて整備が必要な競技用具の整備については別に定めるものとし、他県との共同購入等を検討するものとする。

5 保管・利活用

購入する競技用具の保管および大会後の利活用等については、県および会場地市町がそれぞれの責任において行うものとする。

第79回国民スポーツ大会 競技用具整備要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会競技用具整備基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、第79回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)の競技運営に万全を期するとともに、国スポを契機としてスポーツの普及・推進に資することを目的とし、国スポ開催に必要な競技用具の整備について必要な事項を定める。

2 競技用具の区分

(1) この要項において「競技用具」とは、次表のとおりとする。

区分		内容	例示
競技用	備品	競技を実施するために直接必要な備品 (施設に付帯するものを除く。)	ゴールポスト、艇、ネットの支柱、卓球台、得点板等
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品	ボール、ホイッスル、フラッグ、ネット等
運営用	備品	競技を実施するために直接必要な備品以外のもので、競技会運営に必要な備品(施設に付帯するものを除く。)	机、テント、放送器具等
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品以外のもので、競技会運営に必要な消耗品	事務用品、記録用紙、清掃用具等

(2) この要項において「備品」とは、比較的長期にわたって、その性質または形状を変更することなく使用に耐えるもので、取得価格が30,000円以上の物品をいう。

(3) この要項において「消耗品」とは、備品以外の物品をいう。

3 競技用具整備計画の作成

- (1) 競技用具整備計画は、会場地市町が県競技団体および県と協議の上、作成する。
- (2) 競技用具の規格および数量については、県および会場地市町が県競技団体と協議の上、公益財団法人日本スポーツ協会および中央競技団体と調整し決定する。
- (3) 競技用具の整備にあたっては、国スポ時に使用可能な現有の競技用具を活用し、不足する場合には借用する。
- (4) 現有活用および借用により整備してもなお不足する競技用具については購入する。なお、購入にあたっては、必要に応じて県が先催県および後催県等と調整し共同購入等を検討するものとする。
- (5) 整備時期は、競技別リハーサル大会の実施などを勘案し、調整する。

4 業務分担および経費負担

- (1) 競技用具の借用は会場地市町が行うものとし、経費を負担する。なお、必要がある場合は、県が会場地市町の依頼により斡旋に努める。
- (2) 競技用具の購入にかかる県と会場地市町の業務分担および経費負担区分は、次の表による。

競技会場および 練習会場の 施設区分		県有施設	市町有施設	その他の施設
競技用具区分				
競技用	備品	県	会場地市町	会場地市町
	消耗品			
運営用	備品	会場地市町		
	消耗品			

- (3) 基本方針に定める「配慮が必要な競技用具」については、県と会場地市町が別途協議する。

5 競技用具の転用および処分

購入した競技用具の転用および処分については、国スが終了後、購入した者の責任において行うものとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、競技用具整備に必要な事項は、県と会場地市町が別途協議するものとする。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 募金推進計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金推進要綱（以下「要綱」という。）第2条第3項の規定に基づき、寄附を通じた第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」と総称する。）への参加を促進するため、次のとおり計画的かつ戦略的に募金を推進するものとする。

1. 推進体制

開催準備委員会の構成員は、各々の会員や加盟団体等に募金の周知を図るとともに、寄附の呼びかけを行うものとする。また、募金に係る広報活動等の取組についても連携協力して行うものとする。

2. 推進に向けた視点

次の3つの視点に基づき、取組を推進する。

(1) 「寄附したいと思っていただくための工夫」

滋賀や両大会を応援したいという思いの醸成を図る。

(2) 「気軽に寄附していただくための工夫」

寄附しようと思った時に、気軽に寄附できる環境を整備する。

(3) 「活動を持続させるための工夫」

長期間にわたる募金を持続させるために必要な工夫を行う。

3. 具体的な取組

(1) 様々な募金活動の展開

ア 個人

- ・ 県内の方をはじめとして、県外在住の滋賀ゆかりの方にも寄附を呼びかける。
- ・ 両大会記念物品等の購入を通じた寄附を呼びかける。
- ・ 公共施設や民間施設に募金箱を設置する。また、募金箱については、スポーツイベントをはじめとする各種イベント時にも設置するなど寄附機会の拡大を図る。
- ・ 駅や商業施設等において、街頭募金を原則として年に1回実施する。
- ・ 上記のほか、必要となる取組を実施する。

イ 企業・団体

- ・ 県内の企業・団体をはじめとして、県外の滋賀ゆかりの企業・団体についても直接訪問するなどにより寄附を依頼する。また、県内に事業所等があり県外に本社がある企業については、必要に応じ本社を訪問して寄附を依頼する。
- ・ 寄附については、通常の寄附のほか、寄附付き商品の販売、主催イベントの参加料や運営する施設の利用料に寄附を含める方法などについても協力を依頼する。
- ・ 職場募金への配慮を依頼する。
- ・ マスコットキャラクターのグッズ販売等について協力を依頼する。
- ・ 上記のほか、必要となる取組を実施する。

(2) 戦略的な広報活動の展開

- ・ インターネット、リーフレット、広報誌、屋外広告物等の多種多様な媒体を活用して戦略的に広報を行う。また、必要に応じ両大会開催のプレイベント等との連携を図る。
- ・ 広報にあたっては、選手の動向や思いを発信するなどにより、募金の趣旨に共感してもらうための工夫をする。
- ・ 寄附について税の優遇措置があることを周知する。

(3) 学校との連携協力

- ・ 県内の大学をはじめとした各種学校と連携協力し、若い世代による募金を含む両大会全般を盛り上げる取組を実施する。（例：募金箱コンクール、広報物のデザインコンテスト、募金アイデアコンペ等）

(4) 滋賀ゆかりの著名人やトップアスリートへの協力依頼

- ・ 各種広報活動やイベントへの出席等について協力を依頼する。
- ・ グッズ等の「モノ」のほか、一緒に何かをする権利等の「コト」の提供についても協力を依頼する。

(5) 寄附への謝意表明

- ・ 礼状の送付その他の方法で謝意を表明する。
- ・ 同意がある場合は、インターネットや開催準備委員会の総会等を通じ、氏名または名称を公表し、その厚意を讃える。

(6) 結果のフィードバック

- ・ 寄附金を充当した事業の実績や成果について、レポートを作成しインターネット等を通じ公表することなどにより、寄附者に報告する。

(7) 様々な支払手段の設定

- ・ 募金専用納付書の作成や、募金箱の設置、クレジットカードによる寄附、その他インターネットを活用した寄附など様々な支払手段を設定し、手軽に、かつ気軽に寄附できるための環境整備を図る。

(8) メリハリをつけた推進

- ・ 週単位または月単位の取組集中期間を設ける。
- ・ 取組の開始時期をあえてずらしたり、進捗状況等を踏まえて刺激となる新たな取組を追加するなどにより息切れを防ぐ。

4. 推進計画の進行管理

推進計画については、取組の進捗状況等を「募金・協賛推進特別委員会」において毎年検証するとともに、要綱第2条第4項の規定に基づき、必要があるときは、開催準備委員会の総会の議決を経て変更する。

第 79 回国民スポーツ大会 公開競技実施基本方針

第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）において実施する公開競技は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項、同細則」および「国民体育大会公開競技実施基準」ならびに「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) 大会を契機として、競技を普及するとともにスポーツを推進し、生涯スポーツ社会の実現につなげる。
- (2) 県民一人ひとりが多くのスポーツに触れる機会を増やすことにより、健康づくりへの関心を高め、「滋賀をスポーツで元気にする大会」の実現を目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、次の事項について総合的に検討し、綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビックの7競技から選択する。

- (1) 競技を実施することにより、大会終了後においても、県内での当該競技の普及・推進が図られること。
- (2) 当該県競技団体の組織が整備されており、競技運営能力があること。
- (3) 当該中央・県競技団体の開催意欲とともに、市町の開催希望があること。

3 会場地市町の選定

会場地は、「第79回国民スポーツ大会会場地市町選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 正式競技と特別競技を開催しない市町を優先とし、市町と競技団体の意向が合致すること。
- (2) 実施する公開競技の普及・推進が図られる市町であること。
- (3) 実施する公開競技の開催に必要な競技施設を有する市町であること。

4 実施時期と実施日数

- (1) 実施時期は令和6年4月1日から閉会までとする。ただし、大会総合開会式・閉会式当日は除くものとする。
- (2) 実施日数は、4日間を上限とする。

5 業務分担および経費負担

- (1) 競技会の準備および開催運営に係る業務（関連業務全般含む。）は、当該中央競技団体が主導で行うものとし、その経費については、当該中央競技団体の負担とする。
- (2) 参加料、参加者旅費、当該競技会に関する経費については、原則として競技会参加者の自己負担とする。

6 その他

競技会の実施方法およびその他の必要な事項は別に定める。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

第 79 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者（以下「参加者」という。）の宿泊および食事の提供については、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次の方針により行うものとする。

1 宿 舎

- (1) 参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿泊所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館で参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関・団体等と協議のうえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等および近隣市町の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上または安全対策上の理由により、支障があると認められた旅館等は利用しない。

2 配 宿

- (1) 国スポにおける選手・監督および競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、会場地市町が行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合および選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町が協議したうえで行う。
障スポ参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 選手、監督の配宿は、十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため以下のことに配慮して行う。
 - ① 都道府県別、競技別、競技種別および男女別を考慮する。
 - ② 障スポの選手・監督については、障害特性を配慮する。
 - ③ 競技会場および練習会場までの交通状況を考慮する。
 - ④ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督とは別にする。

3 宿泊料金

国スポ参加者の宿泊料金は、県準備（実行）委員会および旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

障スポ参加者の宿泊料金は、国スポ宿泊料金を基本とし、県準備（実行）委員会が決定する。

4 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた滋賀県産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町および関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の宿泊業務を円滑に推進する。

1 配宿業務の実施

(1) 宿舎に関する調査の実施

【国スポ】

選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）の配宿計画の作成に資するため、県と市町が連携し、宿舎に関する調査を実施する。

【障スポ】

参加者の配宿計画の作成に資するため、県は、宿舎に関する調査を実施する。

(2) 宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は、各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。

(3) 仮配宿計画の作成

【国スポ】

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県と会場地市町が連携し、仮配宿計画（会場地市町ごとに参加者をどの宿泊施設に割り振るかのシミュレーションを行い作成した計画をいう。以下同じ。）を作成する。

【障スポ】

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県は、仮配宿計画を作成する。

(4) 宿舎の充足対策

【国スポ】

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは参加者の収容が困難な場合は、会場地市町が、公共施設等の転用（以下「転用施設」という。）および民家の利用（以下「民泊」という。）ならびに近隣市町の旅館の利用（以下「広域配宿」という。）を行うなど、必要な充足対策を行う。

なお、転用施設の利用や民泊の受け入れおよび広域配宿が円滑に遂行できるよう、必要に応じ、県および会場地市町等による連絡会議を設置する。

【障スポ】

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館のみでは参加者の収容が困難な場合は、県は、広域配宿を行うなど必要な充足対策を行う。

(5) 配宿計画の作成

【国スポ】

県と会場地市町は、仮配宿計画等に基づき、市町ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

【障スポ】

県は、仮配宿計画等に基づき、市町ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

(6) 宿泊環境の整備

【障スポ】

参加者が快適に宿泊できるよう、県は、必要に応じて、宿泊支援用具等を準備するなど、宿泊環境の整備に努める。

2 宿泊料金の決定

【国スポ】

参加者の宿泊料金は、先催県の事例も参考に、県準備（実行）委員会が、旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、その決定は、公益財団法人日本スポーツ協会において行う。

【障スポ】

参加者の宿泊料金は、国スポの宿泊料金を参考にしたうえで、県準備（実行）委員会が、決定する。

3 宿泊本部

各都道府県および会場地市町との連絡を密にし、宿泊の申込み、変更および取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

4 標準献立の作成

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた滋賀県産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものとする。

また、選手が十分に活躍できるよう標準献立を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、標準献立の普及に努める。

5 弁当の調達

【国スポ】

昼食弁当については、県および会場地市町が、必要に応じて調達斡旋を行う。

【障スポ】

昼食弁当については、県が、必要に応じて調達斡旋を行う。

6 接遇講習会の実施

参加者へのサービスの向上と真心あふれるおもてなしを実践するため、宿泊業務従事者等を対象に、接遇講習会を実施する。

7 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会

医事・衛生基本方針

第 79 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者および一般観覧者（以下「参加者等」という。）の医事・衛生については、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、参加者等が、清潔で快適な環境のもとで十分な活躍や観覧等ができるよう、次の方針により行うものとする。

1 医療救護

参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、応急処置および医療機関への移送等の実施に必要な医療救護体制を整えとともに、障害の種類・特性に応じた医療救護に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

2 防 疫

参加者等の感染症の発生を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫対策を整えとともに、防疫に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

3 食品衛生

参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舍および食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

4 環境衛生

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより、広く県民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

5 馬事衛生

国スポの馬術競技出場馬の健康保持のため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対応できる診療体制を整える。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本方針に基づき、県、会場地市町および関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、医事・衛生業務を円滑に推進する。

1 医療救護対策

(1) 救護所および救護本部の設置

選手・監督、役員、視察員、報道員等その他関係者ならびに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の傷病の発生に速やかに対処するため、開・閉会式会場、競技会場等に救護所を設置する。

また、必要に応じ医療救護業務を統括するため、救護本部を設置する。

(2) 医療救護体制の周知徹底

傷病発生に伴う患者への対応や障害の種別・特性に応じた配慮については、パンフレットの作成、配付等により、各都道府県、宿舍および医療機関等に周知徹底を図る。

2 防疫対策

(1) 防疫に関する知識の普及および意識の啓発

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関および関係団体等の協力を得て、より一層、防疫に関する知識の普及および意識の啓発を図る。

(2) 健康診断の実施

参加者等の消化器系感染症の発生予防のため、宿舍および弁当調製施設等の食品取扱施設（以下「宿舍等」という。）の業務従事者の健康診断実施の励行を指導する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に関する知識の普及および意識の啓発

食品に起因する衛生上の危害を防止するため、宿舍等に対し、より一層、食品衛生に関する知識の普及および意識の啓発を図り、あわせて自主的な衛生管理の取組を推進する。

(2) 監視指導の実施

宿舍等を対象に、監視・指導を行うとともに、必要に応じて食品の収去検査等を実施する。

4 環境衛生対策

(1) 会場および生活環境の美化

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、開・閉会式会場、競技・練習会場、河川・道路等公共の場所および観光地等の清掃を実施するとともに、廃棄物の不法投棄の防止を図り、会場等の美化に努める。

(2) 宿舍の衛生対策

宿泊者が快適に過ごせるよう、宿舍に対して必要な指導等を行い、宿舍の衛生対策に努める。

(3) 廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進

競技会場等における廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。

また、リサイクルできない廃棄物については、適正な処分を行う。

(4) 衛生害虫等の駆除

生活環境の衛生保持を図るため、必要に応じて衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

(5) 飲料水の衛生対策

安全な飲料水を確保するため、必要に応じて水質検査等を行い、飲料水の衛生対策に努める。

(6) 動物の適正管理

競技会場および宿舍等の周辺における動物による危害防止を図るため、動物の適正管理等の対策に努める。

5 馬事衛生対策

馬術競技の円滑な運営に寄与するため、出場馬に対し、関係機関、団体等の協力を得て、必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対処できる診療体制を整え、入退厩時の調整および敷料の確保等に努め、馬事衛生対策の万全を期する。

6 その他

上記のほか、医事・衛生業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針

第 79 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）および一般観覧者の輸送については、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、道路、交通の状況および環境等に十分配慮しながら、次の方針により、安全かつ確実に行うものとする。

1 参加者の輸送

(1) 全国輸送

ア 全国から来県する参加者の輸送については、各派遣元団体等で来県方法を決定するものとする。

イ 県および会場地市町は、関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努める。

(2) 総合開・閉会式の輸送

ア 総合開・閉会式における参加者の輸送については、県が会場地市町、関係機関等の協力を得て実施する。

イ 原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

(3) 競技会場の輸送

ア 国スポの競技会場地における参加者の輸送については、会場地市町が県および関係機関等の協力を得て実施する。また、同一の競技を 2 市町以上の会場地で行う場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町が協議の上、県および関係機関等の協力を得て実施する。

イ 障スポの競技会場地における参加者の輸送については、県が実施する。

(4) 指定集合地の設定

県および会場地市町は、国スポの総合開・閉会式および競技会場地における参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バスその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

2 一般観覧者の輸送

(1) 総合開・閉会式および競技会場の輸送については、県または会場地市町が関係機関等の協力を得て、バスおよび鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

- (2) 自家用車での総合開・閉会式会場および競技会場地への乗り入れについては、道路交通事情および駐車場の設置状況に応じ、必要な制限を行う。

3 車両等および駐車場の確保

- (1) 参加者および一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県または会場地市町が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。
- (2) 車両については、ユニバーサルデザイン車両の確保に努めるとともに、障害者等の移動に配慮する。
- (3) 総合開・閉会式および競技会場地における駐車場については、県または会場地市町がその確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

4 交通安全対策

県および会場地市町は、開催期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 環境に配慮した運営

県および会場地市町は、総合開・閉会式および競技会場地における参加者および一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるなど環境に配慮した運営に努める。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町、関係機関および関係団体等は相互に緊密な連携を図り、第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の輸送・交通業務を円滑に推進する。

1 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は、次のとおりとする。

ア 大会参加者

- ① 選手・監督（障スポにおいては選手。以下同じ。）
- ② 都道府県選手団本部役員（障スポにおいては役員。以下同じ。）
- ③ 大会役員
- ④ 競技会役員
- ⑤ 競技役員
- ⑥ 招待者
- ⑦ 報道関係者
- ⑧ 視察員
- ⑨ 式典出演者
- ⑩ 大会実施本部係員、大会補助員、大会協力者等
- ⑪ 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力者等
- ⑫ その他、県または会場地市町が必要と認めた者

イ 一般観覧者

(2) 実施期間

【国スポ】

輸送・交通業務を行う期間は、原則として開会式3日前から閉会式終了1日後までの間とする。ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、会場地市町が別に期間を定める。

【障スポ】

輸送・交通業務を行う期間は、原則として開会式2日前から閉会式終了1日後までの間とする。

(3) 業務の範囲

【国スポ】

ア 輸送・交通業務の範囲は、全国輸送、開・閉会式輸送、競技会場地輸送およびその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所および発着時刻等を定め、計画的に行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として概ね2km未満の距離は行わない。ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町が協議のうえ、必要と認められる場合は、この限りでない。

【障スポ】

輸送・交通業務の範囲は、全国輸送、開・閉会式輸送、競技会場地輸送およびその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

2 全国輸送

(1) 全国輸送計画の策定

県は、関係機関および関係団体等の協力を得て、全国から来県する選手・監督および都道府県選手団本部役員等の全国輸送計画を策定する。

なお、計画の策定に当たっては、各都道府県等に対する来県意向調査を実施する。

(2) 輸送業務の範囲

【国スポ】

全国から来県する選手・監督および都道府県選手団本部役員等について、各都道府県出発地から宿泊地の間とする。

【障スポ】

全国から来県する選手および役員等について、各都道府県出発地から指定乗降地（全国から来県する選手および役員等に示す来県・離県の際に利用する駅等をいう。以下同じ。）の間とする。

(3) 集合・解散輸送

選手・監督および都道府県選手団本部役員等の全国輸送は、自由集合・自由解散（鉄道、航空機、路線バス等の公共交通機関または自家用車等を利用して集合、解散することをいう。）とする。なお、県は必要に応じて、列車の増発・増結、航空機の増便等座席の確保その他の輸送上の便宜が図られるよう、関係機関および関係団体等に要請する。

(4) 輸送案内

【国スポ】

輸送案内は、県が主要拠点に設置する総合案内所および会場地市町が指定下車駅等（全国から来県する選手・監督等に宿舍の目標駅等として示す宿舍最寄り駅等をいう。以下同じ。）に設置する案内所において行う。

【障スポ】

輸送案内は、県が指定乗降地に設置する総合案内所において行う。

(5) 指定下車駅等および指定乗降地の設定

【国スポ】

選手・監督および都道府県選手団本部役員等の指定下車駅等は、県が会場地市町と協議のうえ、会場地市町の宿泊地の最寄りの駅等から1カ所以上を設定する。

【障スポ】

選手および役員等の指定乗降地は、来県の利便性、駅構内および周辺のバス乗降場の状況、宿舍および競技会場地へのアクセス等を勘案し県が設定する。

(6) 指定下車駅等および指定乗降地からの輸送

【国スポ】

指定下車駅等と宿舍の間の輸送については、輸送距離および道路交通事情を勘案し、必要に応じて会場地市町が行う。

【障スポ】

指定乗降地と宿舍の間の輸送については、輸送距離、道路交通事情ならびに選手および役員等の参集方法を勘案し、必要に応じて県が行う。

3 開・閉会式輸送

(1) 開・閉会式輸送実施計画の策定

県は、関係機関および関係団体等の協力を得るとともに、式典計画および開・閉会式会場整備計画等の関係する各種計画を十分に考慮し、開・閉会式輸送実施計画を策定する。

(2) 輸送業務の範囲

【国スポ】

開・閉会式に参加する選手・監督および都道府県選手団本部役員等について、指定集合地（開・閉会式輸送における選手・監督等の集合地をいう。以下同じ。）と開・閉会式会場の相互間とし、原則として計画輸送とする。

【障スポ】

開・閉会式に参加する選手および役員等について、開閉会式当日における開・閉会式会場、指定集合地および競技会場の相互間とし、原則として計画輸送とする。

(3) 指定集合地の設定

開・閉会式における選手・監督および都道府県選手団本部役員等の計画輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員および道路交通事情等を勘案し、県と会場地市町が協議して開・閉会式輸送の起点・終点となる指定集合地を設定する。

(4) 指定集合地と宿舍間の誘導

【国スポ】

指定集合地と宿舍が異なる場合は、指定集合地と宿舍間の誘導を会場地市町が行い、指定集合地において県に引継ぎを行う。

(5) 計画輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間および道路交通事情等を勘案し、関係機関および関係団体等と協議のうえ、開・閉会式における計画輸送経路を設定する。

(6) 添乗員の配置

計画輸送バスの各車両には、乗降時の誘導、乗車人員の把握および事故発生等の緊急時における措置のため、原則として係員が添乗する。

(7) 一般観覧者の輸送

ア 一般観覧者の輸送は、関係機関および関係団体等の協力を得て、鉄道、路線バス等の公共交通機関を最大限に活用するとともに、主要鉄道駅および駐車場等からのシャトルバスの運行、臨時乗降場の設置等の必要な措置を講じる。

イ 自家用車ででの来場は、原則として認めない。ただし、開・閉会式会場の車椅子席利用者等の輸送については、別途配慮する。

(8) 車両許可証等の交付

会場周辺に乗り入れを認める車両は、一般車両と容易に区別ができるよう別に定める許可証等を交付する。

4 競技会場地輸送

(1) 会場地市町輸送・交通業務指針

【国スポ】

県は、会場地市町における輸送・交通業務を推進するため、会場地市町輸送・交通業務指針を示し、業務の円滑な準備、運営に努める。

(2) 競技会場地輸送計画

【国スポ】

会場地市町は、会場地市町輸送・交通業務指針に基づき、競技会場地輸送計画を策定する。同一の競技が2市町以上の会場地で行われる場合の選手・監督および都道府県選手団本部役員等の輸送は、関係市町が協議のうえ実施する。

【障スポ】

県は、関係機関および関係団体等の協力を得るとともに、会場地市町と調整を図り、競技会場地輸送計画を策定する。

5 円滑な輸送の確保

(1) 借上バス等の確保

【国スポ】

県は開・閉会式輸送、会場地市町は競技会場地輸送について、それぞれが関係機関および関係団体等の協力を得て、必要なバスおよびタクシー等の車両の確保に努める。

なお、県は、競技会場地輸送に必要なバス台数を把握し、会場地市町と協議のうえ、必要に応じて関係機関および関係団体等にバス確保の協力を要請する。

【障スポ】

県は、開・閉会式輸送および競技会場地輸送について、関係機関および関係団体等の協力を得て、必要なバスおよびタクシー等の車両の確保に努める。

(2) 鉄道・路線バス等の確保

【国スポ】

県は開・閉会式輸送、会場地市町は競技会場地輸送について、それぞれが関係機関および関係団体等の協力を得て、鉄道・路線バス等について、円滑な輸送の確保に努める。

【障スポ】

県は、開・閉会式輸送および競技会場地輸送について、関係機関および関係団体等の協力を得て、鉄道・路線バス等について、円滑な輸送の確保に努める。

(3) 予備車の確保

県および会場地市町は、大会期間中、緊急時に備えて予備車を確保する。

6 駐車場の確保

県および会場地市町は、道路交通事情および大会参加者等の車両台数を勘案し、関係機関および関係団体等の協力を得て駐車場の確保に努め、その効率的な利用を図る。

7 交通安全対策

県および会場地市町は、会場周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関および関係団体等の協力を得て、駐車場および乗降場における車両の誘導や交通規制等の必要な措置を講じるものとする。

なお、交通安全対策の実施に当たっては、地域住民等への広報活動を行い、協力を要請するとともに、交通案内標識、案内板等の設置および各種広報媒体の積極的な活用により、円滑な通行を確保する。

8 輸送サービスの推進

(1) 輸送担当係員の講習

県および会場地市町は、円滑な輸送を推進するため、必要に応じて県および会場地市町の輸送担当係員に対し、業務内容の徹底やサービス向上等のための講習会等を実施する。

(2) 輸送関係機関等の講習

県および会場地市町は、円滑な輸送を推進するため、関係機関および関係団体等に対して、業務内容の徹底、サービス向上等のための講習会の実施を求める。

9 輸送本部の設置

県は、輸送・交通業務を円滑に遂行するため、輸送本部を設置する。

10 その他

上記のほか、輸送・交通業務に関して必要な事項については、別に定める。

第79回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ実施基本方針

第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）において実施するデモンストレーションスポーツ（以下「デモスポ」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」、「同細則」および「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」ならびに「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) 誰もが参加できるデモスポを各地で積極的に実施し、県民の国スポへの参加機会をより多く設けることで、県民が楽しめる国スポを目指す。
- (2) 「する」「みる」「支える」といった様々な関わり方で、デモスポに参加する県民が、スポーツや健康づくりへの関心を高め、行動につなげる契機とする。
- (3) 年齢、性別、地域、障害のあるなしを問わず、交流の輪を広げるとともに、人と人との絆を育み共に支え合う活力ある地域づくりを目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- (1) 正式競技、特別競技および公開競技以外の競技で、公益財団法人滋賀県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）の加盟団体が実施している、または県スポ協の推薦が得られる競技・レクリエーションであること。
- (2) 広く県民に普及していること、今後普及する見込みがあること、または、地域特有のものとして取り組まれていること。
- (3) 主管する競技団体等に大会運営能力があること。
- (4) 既存施設での開催が可能であること。
- (5) 市町および競技団体の開催希望があること。

3 会場地市町の選定

会場地は、「第79回国民スポーツ大会会場地市町選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 実施するデモスポを普及・推進する市町であること。
- (2) 実施するデモスポの開催に必要な競技施設を有する市町であること。

4 実施方法および実施期間

- (1) 実施方法およびその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施時期は、令和6年4月1日から国スポ閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施日数は原則として1日とする。

5 業務分担および経費負担

業務分担および経費負担は「第79回国民スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」および「同細目」の定めるところによる。

平成 29 年(2017 年) 7 月 31 日
第 5 回 常 任 委 員 会 決 定
令和元年(2019 年) 5 月 17 日
第 7 回 総会一部改正

第 2 4 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町選定基本方針

第24回全国障害者スポーツ大会で使用する会場地は、次により選定する。

- 1 全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に基づき、原則として第79回国民スポーツ大会の会場を使用するものとする。
- 2 選手等の負担軽減、交通・宿泊施設等の状況を総合的に判断し、宿泊場所と競技会場はできるだけ近接した地域に配置する。
- 3 全国障害者スポーツ大会競技規則その他各競技規則に定める競技の実施に適合する会場とする。
- 4 会場は、原則として既存施設を活用する。

第24回全国障害者スポーツ大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針

第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の開催にあたり、県および会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 業務分担

(1) 県が担当する業務

障スポの実施に係る業務で会場地市町が担当する業務以外のもの

(2) 会場地市町が担当する業務

① 競技会の運営に関する業務

② 会場地として必要な準備および協力等に関する業務

③ 競技会場および練習会場となる市町立施設・設備の整備に関する業務

(3) 県と会場地市町の業務分担の主な内容は、別表 1 のとおりとする。

2 経費負担

(1) 県が負担する経費

障スポの実施に係る経費で会場地市町が負担する経費以外のもの

(2) 会場地市町が負担する経費

① 競技会および競技会実施本部の運営に係る人件費および事務費

② 会場地市町が独自で行う事業に要する経費

(3) 県と会場地市町の経費負担の主な内容は、別表 2 のとおりとする。

3 その他

この方針に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町が協議の上、決定する。

別表 1

区 分	主な内容	県	市町
総務企画	開催準備計画の策定(県…全般・市町…競技会)	○	○
	大会実施本部の設置・運営(係員の編成・養成を含む。)	○	
	競技会実施本部の設置・運営(係員の編成・養成を含む。)		○
	大会実施本部員等必携の作成	○	
	競技会実施本部員等必携の作成		○
	実施本部員、各種ボランティア等の服飾の整備	○	
	行啓・お成り	○	
	会場地市町における観光地および物産等の紹介		任意
	案内、物品貸与、湯茶接待等の各種サービス施設の設置	○	
	案内、物品貸与、湯茶接待等の各種サービス施設の運営・管理		○
施設整備	競技会場の仮施設の整備、会場設営	○	
	競技会場の管理・清掃美化		○
競技運営	競技実施要項の策定	○	
	競技別実施要領の策定	○	
	競技別プログラムの作成	○	
	競技会の運営(開始式・表彰式・競技記録の報告を含む。)		○
	競技用具の整備	○	
	競技役員等の養成および編成	○	
広報・ 県民運動	各種広報媒体物・行事等における大会PR	○	○
	県民運動の推進	○	
	市町における県民運動の推進		○
	各種ボランティアの募集・養成・登録	○	協力
	競技会場におけるボランティアの確保	○	
	競技会場におけるボランティアへの指示・調整		○
宿泊・衛生	配宿計画の作成および配宿の実施	○	
	弁当の調達・斡旋	○	協力
	弁当引換所の運営・管理		○
	医療救護計画の策定	○	
	救護所等の運営・管理		○
輸送・交通	輸送計画の策定	○	
	輸送の実施、駐車場の確保	○	協力
	駐車場の管理・運営、交通整理の実施		○
警備・消防	消防防災計画・警備計画の策定	○	
	消防防災・警備の実施		○

別表2

区 分	主 内 容	県	市町	備 考
総務企画	大会従事者の保険	○		
	大会招待者に対する招待状の発送	○		市町独自招待分は市町負担
	IDカードの作成	○		
	実施本部員、各種ボランティア、 大会関係者の服飾	○		
	式典の企画・運営	○		
	行啓・お成り	○		
	案内所の設置(看板・ブース等)	○		
施設整備	競技会場の仮設施設の整備、会場設営	○		
	会場使用料	○		
	トイレ・スロープ等仮設物の設置	○		市町の判断で常設設備または、 市町独自の仮設設備(装飾等) の整備を行う場合は市町負担
	音響設備、通信機器等の配備	○		
	会場装飾、看板、サイン表示 等	○		
競技運営	競技会実施本部員の旅費		○	先催県視察、宿泊も含む
	競技会実施本部員の時間外勤務手当		○	
	競技会実施本部員業務必携の作成・印刷		○	
	実施本部の備品	○		コピー機、ファクシミリ等
	上記以外の備品および消耗品		○	筆記用具等
	競技運営(競技運営主管団体への委託)	○		
	競技役員等の養成・編成	○		
	競技用具の整備	○		国スポと調整・連携
	表彰物品の作成	○		大会メダル等
	プログラムの印刷	○		市町独自プログラムを作成する 場合は市町負担
	市町が出演依頼する開始式出演団体の旅費 等		○	内容については競技団体等と の調整が必要
広報・ 県民運動	印刷物・広報物品等の作成	○		市町独自作成分は市町負担
	広報イベントの開催	○		市町独自実施分は市町負担
	ボランティアの募集・養成(パンフレット作成、 研修等)	○		市町独自実施分は市町負担
	ボランティアの保険・弁当	○		
宿泊・衛生	選手団等の配宿	○		
	救護所の設置	○		
輸送・交通	計画バス等の運行	○		

第24回全国障害者スポーツ大会 オープン競技実施基本方針

第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）において実施するオープン競技は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の定める「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」および「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) オープン競技の実施により、スポーツ活動への参加機会の拡大を図り、障害のある人が主体的に参画する障スポを目指す。
- (2) 「する」「みる」「支える」といった様々な関わり方で、オープン競技に参加する県民が、障害者スポーツへの関心を高め、行動につなげる契機とする。
- (3) 障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、公募を行い、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- (1) 「全国障害者スポーツ大会競技規則」に定める個人競技および団体競技（以下「正式競技」という。）以外の競技であること。
- (2) 主管する競技団体等に大会運営能力があること。
- (3) 県内に出場可能な選手・チームが存在すること。
- (4) 県外の選手・チームが出場できるルールが確立している競技であること。
- (5) 既存施設での開催が可能であること。

3 実施方法および実施期間

- (1) オープン競技は、正式競技の開催に支障のない範囲で実施するものとし、実施方法およびその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施時期は、原則として障スポの開催期間内とする。

4 業務分担および経費負担

オープン競技の実施団体は、競技会の準備および開催運営に係る業務（関連業務全般含む。）を主導で行うものとし、その経費については、当該団体の負担とする。

<事 務 局>

〒520-8577 大津市京町4-1-1

(滋賀県 文化スポーツ部 国スポ・障スポ大会課内)

TEL : 077-528-3321

FAX : 077-528-4832

E-mail : kokusupo-syosupo@pref.shiga.lg.jp